

平成27年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第4号）

平成27年9月8日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（22名）

1番	林 晴 道	2番	高 橋 秀 典
3番	米 本 弥一郎	4番	有 田 惠 子
5番	宮 内 保	6番	磯 本 繁
7番	飯 嶋 正 利	8番	宮 澤 芳 雄
9番	太 田 將 範	10番	伊 藤 保
11番	島 田 和 雄	12番	平 野 忠 作
13番	伊 藤 房 代	14番	林 七 巳
15番	向 後 悦 世	16番	景 山 岩三郎
17番	滑 川 公 英	18番	木 内 欽 市
19番	佐久間 茂 樹	20番	林 俊 介
21番	高 橋 利 彦	22番	林 正 一 郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	彗 田 哲 雄	病 院 事 業 者 改 革 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	飯 島 茂	推 進 課	佐 藤 一 則

総務課長	加瀬正彦	企画政策課長	横山秀喜
財政課長	林清明	税務課長	林利夫
市民生活課長	大木廣巳	環境課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	健康管理課長	加瀬幸重
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て支援課長	大矢淳
高齢者福祉課長	宮内隆	商工観光課長	向後嘉弘
農水産課長	高木寛幸	建設課長	大久保孝治
都市整備課長	川口裕司	下水道課長	高野和彦
会計管理者	高木松夫	消防長	品村順一
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	庶務課長	角田和夫
学校教育課長	石見孝男	生涯学習課長	高木昭治
体育振興課長	加瀬英志	監査委員局長	田杭平三
農業委員会事務局長	岩井正和		

事務局職員出席者

事務局長	阿曾博通	事務局次長	高安一範
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（景山岩三郎） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 島田和雄

○議長（景山岩三郎） 通告順により、島田和雄議員、ご登壇願います。

（11番 島田和雄 登壇）

○11番（島田和雄） 議席番号11番、島田和雄です。

4項目の一般質問を行います。

市長はじめ、執行部の皆さんにはよい答弁を期待して質問をいたしますので、よろしくお願いたします。

1項目めは、旭市総合戦略骨子（案）について質問をします。

国のまち・ひと・しごと創生法に基づき、旭市総合戦略（案）が作成されました。私は3月議会の地方創生にかかわる質問で、人口の社会的移動について分析されているのかと質問しましたが、今回の総合戦略骨子案で分析結果が出てきました。旭市民がどこで仕事をしているのか、勤務先の状況、またどこの市から転入してきたのか、どこの市へ転出していったのかなど、詳しく動向が示されています。このことは、今までははっきりと分析されなかったことで、大切なデータと考えます。

それでは、さまざまな分析結果を見ながら、（1）として人口ビジョンについて質問しま

す。

人口ビジョンにおいては、現状の分析、将来の推計など、さまざまな分析結果が示されています。これを見てはつきり言えることは、旭市の人口は徐々に減少する。それによって市の財政も縮小していくということです。こういった条件下で、どのようにして持続可能な旭市をつくっていくかが今回の総合戦略に求められているものだと思います。

まずお伺いしたいのは、人口推計を何通りも示されている中で、旭市の目標値はシミュレーション6ということです。シミュレーション6というのは人口の自然増減、社会的な増減を現状よりやや高目に設定したのですが、この目標を達成するための対策はどのようなことを考えているのか伺います。

(2)として、総合戦略について伺います。

総合戦略は人口ビジョンの結果を踏まえ、人口の急激な減少の歯どめと地域経済の活性化を図るもので、重点施策の取り組みとして具体的な事業名が挙げられています。そういった中で気づいた点2点について述べますので、戦略会議でどう議論されてきたかお伺いします。

1点目は、今後増え続けることが予想されている65歳以上の老年人口を市の活性化にどのように位置付けるかという点です。2点目は、旭市の基幹産業である農業ですが、若い農業者が多いということが示されています。今後も成長戦略に位置付けていると思いますが、農業者の中心となっているJAとの連携・協力が大切と考えますが、会議ではどのように議論されたのでしょうか。お伺いします。

(3)として、小さな拠点形成事業について質問します。

この事業は、旭中央病院の周辺に関連産業が集積され、それに伴い雇用も確保されるというような、旭市が以前から模索していた事業と思います。ぜひ実現していただきたいと考えています。この中に出てきているヘルスケア産業とは、具体的にはどのような産業を指しているのか伺います。

2項目めは、旭中央病院中期目標について3点質問します。

(1)として、中期目標作成に当たって市長の思いは、ということで質問します。今議会に旭中央病院独立行政法人の中期目標が提案されました。独法化後の旭中央病院は、この中期目標を実現するために中期計画を作成し、業務が実施されていくこととなります。そこで、独法化を決断された明智市長が、その思いをどのように中期目標に反映されたのかお伺いします。

(2)として、中期目標で達成すべき目標のポイントは、ということで質問します。中期

目標の作成の趣旨は、達成すべき業務運営の目標を法人に示し、法人が中期計画を策定する際の指針とするとともに、法人の業務の実績を評価する際の基準とするということで、二つの狙いがあります。この中期目標作成の趣旨にある、4年間で達成すべき目標の主なものはどのようなものか。中期目標は大きく4項目に分かれて作られていますので、項目別にお答えください。

(3) としまして、中期目標の評価について質問します。これまでの経営形態の公営企業法全部適用では、中期目標の設定、その評価という仕組みはありませんでした。独法はこれが求められ、より経営の透明性が確保されることとなります。評価は評価委員会が行いますが、評価委員会のメンバーは大変お忙しい方ばかりです。評価委員会で評価される法人の目標に対しての実績は、どのような過程を経て評価委員会に示されるのでしょうか。

3項目めは、院外処方について、実施後の影響について質問します。

院外処方の実施は、旭中央病院の大きなシステムの変更で、患者をはじめ、さまざまな方面に影響があったと思います。どのような影響が出ているのでしょうか。

1番目として、薬剤部をはじめとする病院内の影響について。2番目として、患者への影響について。3番目として、多くの院外薬局が病院前に立地したことをどう評価するかの3点について伺います。

4項目めは、道路管理の中で、道路にはみ出した枝の伐採について質問します。

このことについて、市の建設課で聞きましたところ、公有地から出ている枝は市が切り、私有地から出ている枝は所有者が切るのが原則とのことでした。原則は法にのっとったもので理解できますが、実際問題として山林などから道路に枝がはみ出して、通行や歩行の妨げになっている場所が見受けられます。このような場合、どのように対応されているのか伺います。

これで1回目の質問を終わります。答弁をよろしく願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 島田議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから大きな項目の2番目、中央病院の中期目標について、市長の思いはということで、お答えをしたいと思います。

旭中央病院は、市民をはじめとする地域住民の健康を守るとともに、市民の就業の場とし

での役割、また医療・福祉の郷の中心をなすなど、たびたび申し上げましたとおり、私はまさに旭市の宝であると考えております。そして、医師や看護師の確保をより容易にし、また60年以上続けてきた健全経営を将来的にも維持していくため、旭中央病院の地方独立行政法人への移行について、その定款を3月議会に上程し、皆様の議決をいただいたわけでございます。

今議会に提案いたしました中期目標については、この旭市の宝が将来的にも宝であり続け、民間的な経営手法の導入により機動性を確保し、柔軟で迅速な判断による安定的な経営のもと、市民をはじめとする地域住民の方々に高度な医療を提供し続けていけるよう、評価委員会の意見を伺いながら策定したものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、企画政策課のほうから1番目の旭市総合戦略骨子、（1）の人口ビジョンについて、それと順次質問の順番にお答えしたいと思います。

最初に、市の将来人口をシミュレーション6を使ったと、それで4万8,000人としており、高い目標を達成するための施策というようなご質問の趣旨でございます。

市の将来人口の4万8,000人につきましては、地域における人口の現状等を踏まえ、現在策定中の総合戦略に基づき行われるさまざまな施策を実施することにより、旭市の現在の合計特殊出生率、これは1.44ですが、これが1.8まで上昇するとともに、転入・転出の移動率がゼロになると仮定し、平成72年の将来人口をシミュレーションしたものであります。

具体的な対策につきましては、現在素案を策定しているところではあります。この計画では、人口減少対策と雇用創出という部分を重点としておりますので、例を申し上げますと、旭市へ転入し、定住を促進するための定住促進奨励金や、就労の場の確保の観点から、工業団地を中心とした企業誘致の推進、また子育て環境の充実を推進するため、乳幼児紙おむつ給付事業や、第3子以降の保育料の無料化、子どもの医療費助成事業などを考えております。

続きまして、（2）の総合戦略についてということで答弁させていただきます。

ご質問のほうは、農水産課とJAの連携を特にどう考えているかということと、65歳以上のいわゆる高齢者に対してどう考えているか。特に戦略会議の中ではどんな意見があったのかというようなご質問でございます。

戦略会議につきましては、その項目について特にまとめたということは現在持っていませんが、記憶によりますと、例えば農業関係につきましては後継者の問題、これは出ていまし

た。それと六次産業化をはじめとするブランド化事業。これらが大切だというような意見が中心に出ていたと思います。

具体的に市役所のほうでJAをどう考えているかということに関しましては、この後、農水産課長のほうから答弁しますので、よろしく申し上げます。同様に65歳以上の施策ということに関しましては社会福祉課長のほうから答弁しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、企画政策課のほうからは、(3) 小さな拠点形成事業、このご質問にお答ひします。

ヘルスケア産業の集積ということで、それはどんな事業を想定しているのかというご質問です。ヘルスケア産業につきましては、医療及び介護、または健康に関するものやサービスを提供する製造業など、広い領域にまたがるというふうと考えております。そのようなことから、旭市にとってどんなものが適しているかなども含めて、現在、調査研究をしているところでありますので、よろしくお願ひします。

続きまして、2番目の質問です。旭中央病院の中期目標についてのうち、(2)の中期目標で達成すべき目標ということで、第1から第5、五つに分かれています、第1は期間ということで、第2から第5に掲げているものを、それぞれの章ごとにポイントを挙げてほしいというふうなご質問です。特に達成すべきことということで、ポイントのほうを若干説明させていただきます。

第2のほうでは、住民に提供するサービスその他業務の向上に関する事項ということになります。この分野では、全ては患者様のためにの精神をそのままに、患者中心の医療の推進、また高度医療の提供と充実などとともに、特に医療スタッフの確保と育成を最大の目標とし、医師の人材確保と育成、看護師及び医療技術職員の確保及び医療技術及び専門性の向上と、詳細に指示しています。また、患者サービスの向上と市の医療施策における役割の発揮についても記述しております。

第3、業務運営の改善及び効率化に関する事項につきましては、法人としての運営管理体制の確立及び効率的・効果的な業務運営について指示をしております。

第4、財務内容の改善に関する事項につきましては、旭中央病院の公的使命を果たしつつ、経営基盤をさらに安定させる中期計画及び年度計画を作成し、実行することを求めています。

第5、その他業務運営に関する重要事項につきましては、職員の意識改革及び透明性確保のため、情報の適切な提供を行うよう指示をしております。

以上が各項目ごとのポイントになります。

続きまして、中期目標が終了したときの評価手順ということまでのご質問でございます。中期目標終了時の評価についてのご質問でございますけれども、その前に、各事業年度における業務の実績に関する評価について説明させていただきます。

地方独立行政法人は、業務について、内部では監事による監査を受けるほか、財務諸表や決算報告については、外部から会計監査人の監査を受け、その後、評価委員会の評価を受けることとなります。その結果、評価委員会は、必要があると認められるときは業務運営の改善、その他の勧告を行うことができます。この評価の結果につきましては、市長に報告されるとともに、議会に対して市長から報告されることとなります。

次に、議員ご質問の中期目標に係る事業報告に関しましては、中期目標の期間の終了後、3か月以内に市長に提出され、これを議会に報告することとなります。なお、その実績については評価委員会の評価に付され、評価委員会においては当期中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査及び分析を行い、総合的な評定をし、年度事業報告と同様に勧告も可能であり、市長へ報告の後、議会へ報告がなされます。なお、この評価の結果につきましては広く公表され、業務の運営状況や経営の状況についての透明性が図られることとなります。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） それでは、私のほうから1番目の旭市総合戦略の骨子（案）の中の（2）、総合戦略についてということで、65歳以上の高齢者の方々を市の活性化にどう位置付けるかについて申し上げます。

高齢者の知識や経験を生かす施策として、シルバー人材センターの事業がございます。旭市では、シルバー人材センターにおいて多くの高齢者の方が活動しております。そこでは、技術を生かす経理事務や家庭教師、技能職としての大工仕事や植木の手入れなどを行うほか、サービス業、建物管理、事務職、さらに一般作業として除草や草刈り、農作業など、多種多様の仕事を行い、活動しております。

平成27年8月末の会員数は260人。平成26年度の事業受託契約金額は1億1,000万円でありました。今後も会員の募集と就業開拓に努めてまいります。

また、すこやかシニアクラブ旭の愛称で旭市老人クラブ連合会が活動しております。クラブでは、生きがい活動のほかに旭警察署の協力のもと、振り込め詐欺の防止運動や交通安全教室の実施など、社会に貢献する活動を行っております。さらには、地区役員、あるいはボ

ランティア協議会の活動、地区社協の地区福祉活動など、高齢者の皆様が幅広い分野で活躍されております。

今後ますます高齢者の増加が見込まれておりますので、市として高齢者の活動、生きがい対策のさらなる推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農水産課から1番目、旭市総合戦略骨子（案）についてのうち、（2）総合戦略についての中で、基幹産業である農業について、JAとの連携をどう考えているかということの答えをさせていただきたいと思っております。

旭市の基幹産業は農業と位置付けされているとおり、農業算出額は県内1位であります。全国でも上位となっております。基幹産業である農業のさらなる振興を図る上では、農畜産業をはじめ、経営組織、団体や関連機関等との連携も必要不可欠であると考えております。

現在、旭市におきましては、ちばみどり農業組合の旭市内の各地域の営農センターが開催いたします各会議などへの出席をはじめ、各種事業に支援をしております。例を挙げてみますと、自主開発米部会、廃プラスチック対策協議会、植物防疫協会などへの事業支援のほか、各生産部会への生産品PRですとか、商品開発などのために市の補助事業を活用していただいております。

今後、旭市といたしましては、ちばみどり農業協同組合と連携しまして、農業経営における金融負担を軽減するための支援ですとか、新規就農者などの担い手を確保するための支援など、各農業者が経営の安定が図られるよう協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私のほうからは、3番目の院外処方についての実施後の影響についてということで、最初に、院外処方化に伴う病院内での影響についてお答えいたします。

大きく変わった部分としましては、薬剤師の業務が大きく変わっております。病院における薬剤師の本来の業務であります薬に関しましての説明や指導にかける時間が多くとれるようになってきております。

具体的には、入院患者に対します説明指導の件数が、移行前の6月では646件でしたが、院外処方を開始した後の8月は897件と増加しております。また、外来患者への説明指導は現在約75%の方に実施しているところであります。指導件数を増加させることは、薬に対す

る患者の理解を深め、安全確保に直結するものと考えておりますので、今後、入院におきましては月1,000件以上、外来では院内処方全患者の方々への実施を目途に進めてまいりたいと考えております。

次に、患者側から見た影響ですけれども、いわゆる院外処方に伴いまして、薬の待ち時間が大幅に減少していると考えられます。さらに、患者自身の都合に合わせた薬の受け取りができるようになり、患者サービスの向上につながったものと考えております。

次に、病院の付近に多くの院外薬局が立地したことについてですけれども、現在、7つほどの門前薬局が立地しておりますが、院外処方へ移行するに当たりまして、数として問題がない数だと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、4番目、道路関連について。

（1）道路にはみ出した枝の伐採についてという中で、個人の土地からはみ出している枝の伐採についてはどのように扱うのかというような趣旨のご質問でございました。

まず、個人の土地から道路に出ている枝の伐採につきましては、基本的に所有者の方にお願しておりますが、緊急性があり、また所有者が伐採できない特別な事情、これがある場合には、所有者に代わり、市が伐採処分を実施しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） それでは、最初から再質問させていただきます。

まず、総合戦略骨子（案）の人口ビジョンについてなんですけれども、総合戦略にあるようないろいろな施策を活用して、いろいろ実施する予定だというようなお話でございましたが、総合戦略案の中で、人口を増やすための一つの案として、若い世代の就労、それと結婚、妊娠、出産、子育て、こういった切れ目のない支援と書かれているわけなんですけれども、こういったことを実施していくというようなことで答弁があったと思いますが、その中で、結婚への支援というものが最も手薄になっているんじゃないかなというような感じを受けました。人口増のためには、最もこの結婚というのが大事な部分ではないかなというふうに思っております。

今現在、この結婚支援のための事業としてはどういうことがされているのか。予算はどのくらいかということでお伺いします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） 市民生活課からお答えします。

若い世代への切れ目のない支援で、結婚の支援が手薄であると思うけれども、平成27年度の結婚支援の事業と予算はどれくらいかというご質問だと思います。

結婚の支援事業としては、平成27年度予算で出会いの場創出事業としまして、旭市後継者対策協議会、通称出会いコンシェルジュへ補助金150万円、事務費として1万5,000円、計151万4,000円を予算計上しております。

事業内容といたしましては、旭市後継者対策協議会で婚活セミナーや婚活パーティー等を開催しまして、出会いの場を提供しております。本年度は、現在までに婚活セミナー、パーティー、相談会等の婚活イベントを4回開催いたしました。今後は、年度末までにあと6回婚活イベント等を予定しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 出会いの場の事業が説明されましたけれども、実際にこの事業の成果といますか、どのくらいの成果が出ているのでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） 出会いの場創出事業での成果ということで、結婚報告があった方の人数なんですけれども、現在まで結婚報告があった人数につきましては70人となっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 70人ということで、それなりの成果が出ているのかなというふうに感じた次第であります。

そういった中におきましても、やはり結婚にかかわる予算150万円というのは、その後の出産、妊娠、子育てといった支援に比較しますと少ないのかなというふうに感じております。予算的なものも含めて、今後もうちょっと増やしていただければと思っています。

この間、年間のこの結婚の推移、結婚件数ですね、それと出産数がどうかということをも市民課でお伺いしたわけでありまして、旭市におきましては、結婚の数も徐々に減少傾向

向にある中で、出産も相関関係といたしますか、徐々に出産のほうも減少しているということ、そういった数字が出てきております。そういったことで、若い女性、男性は、結婚しない男性は結構周辺にも見受けられます。うちのせがれもまだ独身ということで、何とか結婚させたいなというふうに思っているんですけども、何とかそういった中で、市にもいろいろ考えていただきまして、結婚に対する支援と、こういったものを戦略に盛り込んでいただきたいと思います。これは要望として述べさせていただきます。

次に、総合戦略について（２）ですけれども、最初に２点質問しましたけれども、老年人口対策、これにつきましては、シルバー人材センターの実績等が示されたわけでありましてけれども、１億円強の実績があるというようなことで、かなりの規模になってきたのかなというふうには思っております。このシルバー人材センターというのは、市営の人材派遣会社というようなことだろうと思っておりますけれども、そういった中で１億円強ということですので、今後とも２億円、３億円を目指してさらなる活性化と、そういったことも戦略の一つというふうに考えています。

この老年人口の対策の基本的な考え方としましては、二つ考えられると思います。一つは、これからどんどんお年寄りが増えてくるといった中で、元気な人といいますか、そういう人も大勢いると思われまますので、そういう人は市の活性化といいますか、そういったものにどんどん活躍してもらいたいと。これは今、答弁にありましたシルバー人材センターの活用などがこれに含まれると思っておりますけれども、それともう一つは、医療費、介護費、こういったものを減らすために、お年寄りが元気な生活を維持する取り組みといいますか、そういったものも考えていただければと、二通りのこの対策、基本的なポイントとしては考えられるのかなというふうに自分では考えております。そういった中で、有効な施策を考えていただければというふうに思っています。こういった中で、市の考えがあればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） ただいまの質問で、元気なお年寄りといいますか、高齢者の方々に活躍をしていただきたいと、そういった取り組みということで、先ほども一部申し上げましたが、大きな組織としましては、老人クラブの活動がございます。そのほか、高齢者の方々と言っては失礼ですが、地域の役員さん方も年配になっている方が非常に多いと。それとあと、ボランティア活動をされている組織もあるんですが、やはり年配といいますか、

一線を退いて、時間ができた方が活動して、協力してくださるといことが非常に多くなっております。

そしてまた、地区の民生委員さん中心の地区社協の活動、これもご案内のように、地域で活躍されている方はやっぱり高齢の方が多ということで、その辺の地域での担い手というのが今、非常に年配の方、高齢の方が担っている部分が多いなと思いますので、その辺を今後もしっかりと支援していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） きょう、朝、ラジオを聞いておりましたら、年をとっていろいろな組織に加盟している人、三つ以上の組織に加盟している人のほうが、加盟していない人よりも介護になる割合が相当低いというような放送がされていたわけでありましてけれども、そういったこともありますので、そういう対策も考えていただければと、これは追加でお願いしたいと思います。

次に、JAのほうですけれども、JAとの連携といったような活性化の中で、いろいろな説明があったわけでありまして、JAにつきましては、今いろいろと騒がれておまして、農協法の改正といったようなこともあって、いろいろこのJAに対して改革が求められております。いろいろその内容についてはあるようでありまして、改革の核心は、いかにして農家がもうかる農業を実践できるかと、こういうことだろうと思います。

一方で、市のほうで今主催しております戦略会議におきましても、農業活性化推進事業といったようなことが示されている、一つの案としてそういったものを取り入れるというようなことが示されているわけでありまして、戦略会議もJAも、要はいかにして農業を活性化して、もうかる農業をこれから進めていくかということで、同じような目的を持っているわけでありまして、そういった中でお互いに連携をして、具体的な施策を考えて進めていくべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、もうかる農業、JAと連携して具体的な施策ということの質問でございます。

現在、農協と連携している事業につきましては、先ほど申し上げた支援内容であります。具体的な施策といいますと、今のところはこれからJAと協議していく中で進めていくことが必要だと思っております。ただ、今考えられますことは、今後の農業所得、こちらを増や

す対策についてだと思っております。

まず、米価の下落対策について申し上げますと、米の消費拡大と飼料用米の増産による米の需給の安定ということが考えられますので、対策といたしまして、今後JAと連携しながら米消費拡大の方策ですとか、飼料用米の取り組みについて推進していきたいと思っております。

また、農産物の六次産業化を行いたい農家ですとか、新たなブランド野菜に取り組みたい農家、こちらの商品開発及び販路拡大、次世代への農家育成など、JAだけでなく千葉県海匠農業事務所とも連携しながら農業振興を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 今、具体的なものとして、飼料用米の取り組み、あるいは農業の六次産業化といったようなことが出てきたわけでありますけれども、六次産業化というのは、農村人口の増加につながるといったような分析といえますか、そういうものも示されています。これは、生産、加工、販売、こういった幅広い取り組みが雇用や所得を増やすとされています。そうはいっても、この六次産業化というのは農家だけでやれと言われても、なかなか困難性が伴いますので、JAなどと連携して進めていくということを戦略に盛り込んでいただければなというふうに考えています。

飼料用米につきましても、これまでは飼料用米についてはJAは全くタッチしていませんでした。というのは、飼料用米に取り組んでも何らメリットがJAにはないということで、取り組んでいなかったわけでありますけれども、これからは、農家の所得を向上させるという考え方の中では、JAもそれを無視するわけにはいかないというようなことで、取り組むというような姿勢が示されつつあると思います。そういった中で、やはり市と連携して取り組むことが大事ではないかなと。市が主導してきたわけですので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、（3）の小さな拠点形成事業について再質問します。

ヘルスケア産業について説明がありましたが、それとこういったことについて調査・研究をこれからしていきたいというようなことでありますけれども、もう1点、地域包括ケアシステムの充実といったようなことも書かれております。こういったシステムを構築していく上で、旭市はリハビリにかかわる施設が不足しているように私は感じております。こういったリハビリに対しての施策をどのように考えているか。それと、これらの事業を展開するに

当たって、事業用地の確保というものをどのように考えているか。その辺について再質問させていただきます。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 小さな拠点でのということで、限定でリハビリ施設の話でよろしいでしょうか。聞いてしまって申し訳ありません。

小さな拠点ということで先ほど申し上げましたけれども、リハビリ施設ですとか、そういうことも含めて、現在調査中なわけです。それと、併せて事業用地の確保ということでございます。事業用地の確保につきましては、今想定している場所につきましては農地ということになります。ある程度、事業規模等も今、調査中ですが、どのぐらいの事業規模でその農地を描けるか。農地について描けるかということについても今、構想中というか研究中ですので、もう少ししたら概要が出てくるかなど。そのときにはまたお知らせしていきたいなというふうに思っていますので、事業用地については、いわゆる農振等の大きな障害がありますので、とても難しい話ではありますけれども、その中で計画していきたいというふうに考えています。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 構想をされているということですが、構想はまだでき上がっていないと、こういうことをやりたいということについて、具体的な構想を描くということについて、まだその辺までは行っていないということでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 具体的には、構想とかという言葉で位置付けしているわけではございませんが、総合戦略骨子の中で示したことは、あくまでもヘルスケア産業等を中心に小さな拠点ということでイメージしております。ですので、そこまでは、構想といえば構想かも分かりませんが、ありますが、具体的な例えば施設の内容ですとか、規模ですとか、事業用地の大きさ、その辺について現在、調査研究中ということになっています。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 先ほど事業用地についても触れましたけれども、事業用地もなかなか農振法の関係で確保が難しいといったようなことでありますけれども、そういった中で、特区というような話をよく執行部のほうからお伺いしますが、特区申請する場合においても、

やはり申請する際には具体的なこの構想が示されない、ただ特区、特区と言っただけでも特区の許可は下りないと思いますので、旭市として最もここが大事な地方創生にかかわる部分だというようなことを、構想を作って、具体的なものを作って、国に上げて、これで行きたいと思いますから許可をお願いしますというようなやり方をすべきだと思いますけれども、その辺はそうではないんですか。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 今議員がおっしゃられたとおりです。今、書けるもの、ある程度現実的にどんな手法で、どのような形ということで、規模等を考えています。それができ上がった段階で、議員おっしゃるように、国等にその計画を上げていながら、具体的な手法等もまた関係機関と相談していくと、そんな手順になると思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） では、よろしくお願いします。

次に、旭中央病院の中期目標についてのうちの（1）、中期目標作成に当たって、市長の思いをお伺いしました。ありがとうございました。

（2）の中期目標で達成すべき目標のポイントということではありますが、中期目標、市長が作って、評価委員会の評価を受けて、きちんとしたものになっていると思います。そういった中で、私が注目していたのは、健全経営の維持に関すること、それから医師の確保に関すること。これらがどのように盛り込まれているのかなといったようなことを注目しておりましたが、そういったことが大きな目標だというようなことで示されておりましたので、この目標をぜひ達成していただければというふうに思っております。

続きまして、中期目標の評価についてであります。評価のやり方について。やり方といえますか、方法について説明を受けました。中期目標、今回の議案として上げられているわけではありますが、中期目標に掲げられた項目というのは数十項目示されています。今後、これらの項目ごとに、法人によって中期計画が作られていくと思います。そういった中で、数値目標を示して計画が立てられる、そういうものについては誰が見ても結果の評価については理解ができると思います。

しかしながら、抽象的な文言の計画については評価もしにくいのではないかなというふうに考えています。中央病院が今後目標を受けて中期計画、これを策定するときには、なるべ

く具体的な計画を策定していただきまして、素人が見ても、目標、計画に対しての評価が分かりやすいものにしていただきたいと、こういうふうに要望をさせていただきます。

質問としましては、評価の結果につきましての発表というのは、どのようにされるのか、お伺いします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 評価の公表の仕方ということのご質問だと思います。他の地方独立行政法人の例を見ますと、ホームページへの掲載が主流でございます。この方法によるものとなりますけれども、そのほか、広報紙への概要掲載など、できる限り市民に広く周知できる方法を考えていきたいと思っております。

なお、地方独立行政法人自身にも徹底的なディスクロージャー、情報公開です、が求められておりますので、病院のホームページのほか、病院広報紙や院内への掲示など、市民はもちろん、病院利用者へも周知できるよう考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） では、よろしく申し上げます。

次に、院外処方実施後の影響についての再質問ですが、3点お伺いしたわけでありませけれども、最初の薬剤部をはじめとする病院内の影響については、薬剤師の業務で、入院患者に対してよく説明が件数的にも多くできるようになったと。また、院内の処方でもきめ細かな薬の指導ができるようになったということで、よい影響が出ているというふうなことが言われまして、これについては分かりました。

病院内の収支につきましても、病院内の薬剤関係の収支につきまして、会計課長さんにヒアリングの時に伺ったわけでありませけれども、想定どおりかというようなことで質問したんですけれども、期間がまだ短いということで、正確な数字がまだ発表できないということでありませましたので、これにつきましては今後のまた検証をさせていただければというふうに思っております。

2番目の患者への影響ということでありませけれども、待ち時間が短縮というのは、これはもう当然想定されたことでありませけれども、問題は患者の薬代の負担がどうなったかということなんですけれども、これを検証するにはどうしたらいいかなというふうに考えたんですけれども、国保会計でその辺について分かりますでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 国保会計でその影響が分かるかということなんですけれども、確かに院外処方と院内処方では、診療報酬の点数が違ってきます。中央病院で院外処方の総額を出すことは可能です。ただ、この影響額を調べるとなると、院外で処方した場合と院内で処方した場合、それを仮定した額をもう一度算出しなければならないと思います。

中央病院の院外に回る件数というのが、恐らく年間数万件に及ぶと思うんですけれども、それを一つ一つ計算し直すということをしなければ、正確な影響額というのは出ないと。これを計算するのはちょっと困難であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） ちょっと計算が大変だということで、難しいという答弁でしたけれども、ということの中ではちょっと検証が難しいなど。どうやったらいいのかなというふうに、よく分からないわけでありましてけれども、相対的には医療費がどうなるのかということだろうと思いますけれども、医療費を下げるためにこういった政策が出されていると思いますので、それは後の数字を見るしかないのかなというふうにも感じております。

ただ今年も、この間出た薬剤費ですか、あれはかなり医療費全体の伸びよりも調剤にかかわる伸びが大きいということのような、そういったデータも出ておりますので、幾らかそういうのが影響されているのかなというふうにも感じておりました。

次に、3点目です。院外薬局の立地についてのことなんですけど、院外薬局の立地については、私自身、こんなに薬局が院外処方という中でこんなに立地するとは思っていなかったもので、びっくりしている次第です。そもそも市内外の既存の薬局に薬をもらいに行くと、そういったことをイメージしておりました。そういった中で多くの薬局が立地したということで、その効果としましては雇用の拡大とか人口の増加もあったような気がします。先月、先々月の人口、旭市はプラスになっておりまして、これはなかなかそういうことがないという中でプラスになったというのは、一つは院外薬局の影響かなというふうにも思いました。さらには、そういった中で税収も多少伸びるのかなというふうにも感じております。

病院の影響力の大きさを感じた次第ですけれども、このような影響力といったものを何とか旭市の活性化につなげることができないのかと。これが小さな拠点事業と一致するものだと思いますけれども、院外薬局の盛況を見ますと、2匹目のドジョウと言ってはちょっと言葉

が不適切かもしれませんが、そういった中央病院の影響力を行使した施策というのも考えていただければというふうに感じています。これは要望です。

次に、道路にはみ出した枝の伐採についての再質問ですが、緊急性がある場合や所有者がどうしてもできない場合は市が切るというようなことであります。一般的には、住宅から出ているような枝はよく管理されております。私の住む地域は、道路沿いに山林が多いんです。そこから枝が伸び放題になっております。実際にこの枝を切ろうとした場合には、切った枝が道路に落ちますので、交通規制をやって片側通行にして実施しなければならないと、そういうふうな状況です。個人でこういったことを対応するのはなかなか難しいということで、区長を先頭に、道路沿いの枝を切ろうと、そういった話が進んでいるわけでありませけれども、労働につきましては地域の人がボランティアでやると。使用する機械代、それから交通規制等の旗振りの方の人件費等は幾らかかるかやってみないと分からないので、後で費用を捻出するというので、取りあえず問題を解決しようということで、今計画されています。このような地域の問題や課題を地域で解決しようという取り組みに何らかの支援をしてもらえないか伺います。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 道路愛護と申しましょうか、そちらに対しての個人あるいは団体によるボランティア活動ですが、申し訳ございませんが、建設課としましては、道路愛護に貢献されたということで、感謝状程度しか出す支援がございません。申し訳ございません。建設課においては費用に対する支援というものはございませんので、あしからず申し訳ないですが、よろしく願います。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 感謝状というのも一つはよい答弁かなというふうに感じておりますけれども、やりとりの中でこの答弁は予想されたわけでありませけれども、納得しているわけではありません。該当する市の事業、ほかに何かないのかなというふうに思いましたし、なければそういったことについて何らかの事業を創設していただきたいといったようなことも要望しようかなというふうに考えておりました。

そういった中で、決算書を見ていた中で、旭市民まちづくり活動支援事業といったような事業がありまして、これが該当しそうだというふうに感じましたので、担当課長さんにこの事業で先ほどの私たちの取り組みが支援対象にならないのか、事業内容の説明と支援対象

になるかどうか、答弁をお願いします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） 市民生活課の所管するまちづくりの補助金について申し上げます。

地域のためという形でもないんですが、市民との協働によるまちづくりを推進するため、自主的で創意あふれる事業に対して補助金を交付する旭市市民まちづくり活動支援事業補助金の制度です。

補助金の対象につきましては、市内を活動拠点とする団体で、旭市市民まちづくり活動団体登録要項に基づく登録を行っている団体となります。

補助対象事業につきましては、市民の福祉の向上及び公益上の必要が認められる事業、また市の財源によるほかの補助金を受けていない事業という形になっております。

補助金には2種類ありまして、スタート支援事業補助金とステップアップ支援事業補助金があります。スタート支援につきましては限度額が10万円、ステップアップ支援事業につきましては限度額が30万円となっております。

補助金の交付に当たりましては、旭市市民まちづくり活動支援事業審査会において審査を行い、その結果に基づきまして交付決定を行うことになっております。

今年度につきましては、既に市民まちづくり活動の審査会も実施しまして、交付決定しておりますので、今年度につきましてはもうこの補助については終了しているということ申し上げます。

先ほどの道路にはみ出した枝の伐採ということですが、実際、地区なり区なりの方がやられるというお話だと思います。現在、こうしたまちづくりの登録団体が二十何団体かあるんですが、区が登録団体になっているというものは、現在のところございません。また、そうした地区がやっている事業、それぞれ市民協働ということでやられていると思いますが、そういったものに仮に補助をするということになりますと、全市的に、じゃ、ここはどうだという話にもなりますので、実際、申請書が出てこないとまた何とも言えませんけれども、現実問題としては、ちょっとそれを該当させるというのは厳しいかなとは思っております。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 歯切れの悪い答弁で、対象になるのかならないのか。市も検討されているとは思いますが、協働といったようなことを市の方針として大きく打ち出してい

るわけでありますので、そういった精神の中で、この取り組みが公益性が全くないのかというようなことなんですけれども、私有地から出ているということの中で、公益性といったものはないのかと。私有地はあくまで個人で処分するんだというような考え方、法的な考え方に皆さんは貫かれているといったように感じますので、そうではなくて、協働といったことは、市民と市がお互いに協力し合ってやるという、これが基本的な考え方だと思いますので、そういった考え方の中で何とか考えをまとめていただきまして、応援していただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

ここで11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 8分

再開 午前11時25分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 飯 嶋 正 利

○議長（景山岩三郎） 続いて、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（7番 飯嶋正利 登壇）

○7番（飯嶋正利） 議席番号7番、飯嶋正利です。

平成27年第3回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今年の夏は連日の猛暑の中、昨日の報告で、夏期観光は大きな事故もなく、おおむね良好のうちに終了したと報告がありました。猛暑が終わり、残暑がないまま一気に秋に突入し、農家の皆様にとっては実りの秋を迎えております。しかし、米価においては昨年と同様、非常に厳しい価格で推移していると聞いております。国においても米価に対する一層の政策を望みたいと思っております。

それでは一般質問に入ります。

本日、大きな項目で4点、小項目で9点ほどの質問をさせていただきます。

1点目、保育についてということで、(1)保護者に対しての連絡網についてということで、現在小・中学校では、保護者に対して携帯メールの配信による連絡網がどの学校でも整備されております。そういったものを保育園のほうにも整備していただけないかという要望でございます。私は今、地元の保育園の後援会のほうに携わっておりまして、保護者のほうからもそういった希望がだいぶ出ております。なるべくお金がかからないような方法でご一考いただけないかという希望でございます。

2点目、保育所への補助金についてということで、これも身内に対しての補助金という言葉はいささかちょっと違うのかなというふうに思いますが、実は保育連絡協議会、そういった事業がありまして、その中で、全く収入がない中で事業が行われて、来年度に関しては全く予算がゼロであるということで、今、旭市には現在、小・中学校にはいきいきプランというものがございます。それに準じて、小さな額でも結構でございますので、保育所が独自に使えるような定額の予算、これもご一考いただけないかと、これも要望でございます。

大きな2番目、子育て支援についてということで、この件に関しましては、6月議会で平野忠作議員が第3子以降の支援ということで質問をさせていただいたという中で、私もそこに大いに賛成する部分がありまして、現在の子育て支援、また第3子以降にどういった支援ができるのかなということで検討させていただきたいなというふうに考えております。

大きな3点目、退職手当組合負担金についてということで、(1)平成25年、26年の改正に伴う負担金の額について、議員の中にも1期の方は分からない方もいらっしゃると思いますので、その点についてまず説明をいただきたいなというふうに思っております。

(2)、中央病院が4月に独立行政法人に移管するという形になった場合の、独立行政法人化に伴う清算金についてお伺いしたいなど。

3点目、中央病院が独立行政法人化後の退職金についてどのような形をとっていくのか、どのような引当金を充てていくのか、お聞かせいただきたいと思っております。

大きな4点目、院外薬局について。院外薬局の価格の差があるのではないのかなということをお聞きしまして、民間のことでございますので、分かる範囲で結構です。お知らせいただきたいなというふうに思っております。

(2)、これも先ほど島田和雄議員がお話ししました患者の負担について、簡単に、端的に、最低限かかる負担の分、増える分についてどのくらいあるのかなと。

この3番目も先ほどの話の中で出ました国保会計への影響について。これもなかなか今の段階では分かりにくい部分があるんですが、私の観点から質問させていただきたいと思って

おります。再質問は自席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） それでは、子育て支援課のほうから保育及び子育て支援に関する3点の質問について回答をさせていただきます。

初めに、保育所における保護者への連絡網についてということでお答えをいたします。

保育所では、基本的に朝夕に必ず保護者による送迎があることから、保育所からのお知らせや個別の連絡などは、保育所に来られた保護者に直接お伝えするか、あらかじめ登録されました緊急連絡網により電話連絡をするという方法をとっております。また、気象情報などにつきましては、市の災害情報メールの利用をお願いしているところでございます。

しかしながら、登所後の急な気象状況の変化等による緊急時には、電話連絡では速報性に限りがあるということも否めませんので、ご指摘のありましたメール配信などの利用についても今後検討してみたいと、このように考えております。

続きまして、保育についての二つ目。保育所への補助金についてというタイトルでございますが、趣旨といたしましては、世代間交流など、保育所それぞれの地域交流事業への支援をというような内容かなと受け止めました。世代間交流などの地域交流事業につきましては、子どもたちに豊かな心を育み、社会に自立していくための生きる力を育てる。そのような上で大きな役割を果たすものだと考えております。保育所におきましては、それぞれの保育所でそれぞれの特性を生かした地域交流会などを実施してまいりました。今後もこのような活動がさらに推進できるよう、新年度の予算編成に当たりましても検討してまいりたいと考えております。

続きまして2項目め、子育て支援についてということで、第3子以降の支援についてというご質問についてお答えいたします。子育て支援課が所管する第3子以降を養育する子育て世帯に対する取り組みについてお答えいたします。前回の定例会でも申し上げましたが、旭市では子育て世帯の経済的負担を軽減することで、子育てしやすいまちづくりを推進するため四つの独自の取り組みを行っております。この中で、第3子以降の児童を養育する世帯への支援策二つについて申し上げます。

まず、第3子以降を出産して養育する保護者に対して、出産祝金として20万円を支給しています。平成26年度の実績では、出産祝金20万円が74名、旧制度の経過措置によります小学校入学祝金5万円が55名の給付となっており、合計金額は1,755万円でございます。

次に、保育所の保育料ですが、国の制度では入所中の児童だけで数えますが、旭市では小学生から高校生の兄・姉も含めて数え、第3子以降のお子さんを無料としています。

保育料の第3子以降の無料化は、平成26年度にスタートした事業ですが、昨年度300人が対象となり、6,233万5,000円の保育料が無料となっております。平均しますと1人当たり約20万8,000円の軽減となっております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、2番目の退職手当組合負担金についてということで、ご回答申し上げます。

まず1点目の平成25、平成26の改正に伴う負担金額ということでございます。

これは、少し経緯を申し上げますと、平成28年度までは当初、19年度の給料総額で1,000分の220で計算した額、これを固定するということが負担することになっておりました。ということであったので、平成24年度の負担金額を申し上げますと18億5,653万5,046円ということでした。ただし、減免の基準額がこの時点で76億円ということで、この時には減免基準額の、これは昭和30年度からの累計の収支差のプラス分がそれ以上になったときには減免するという制度なんですけれども、それが基準に達していなかったため満額を納めています。

25年度なんですけれども、ここで減免基準額が60億円に引き下げられました。これは制度改正になります。この時には市の退職手当組合の負担金は全額免除ということになりました。要するに一銭も納めなくてよいということになりました。

次に、26年度なんですけれども、この時も制度の大幅な改正がございまして、これまでの定額制から需要額を案分して負担する方式になりました。さらに累計収支差を26年から5年かけて20億円まで削減するということになりまして、旭市については累計収支が黒字であったため、本来であれば13億円ほどの需要額案分方式で負担すべきところを、市全体の負担、これは地方病院も含めてなんですけれども、3億8,373万5,839円という額で納めたということになります。

次に、(2)の地方独立行政法人化に伴う清算金なんですけれども、実は今年度、この清算金につきまして、検討委員会を設けております。これは旭中央病院の地方独立行政法人化に伴う清算金がございまして、その算定方式について、千葉県市町村総合事務組合において設置された退職手当制度検討委員会において検討していると。それに並行して、現行の負担金制度の市の負担額、それから減額方式についても検討をしているところでありまして、こ

それはまだ結論が出ておりません。ですから、現時点で清算金が幾らになるのかということは、ちょっと今の段階では申し上げられないのかなということでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、私のほうからは、3の（3）地方独立行政法人化の退職金についてということで、退職金についてどのような引当金を積むのかというご質問であったと思います。

退職金につきましては、今後独法化した場合には、事務組合のほうを脱退するという形になります。独法独自の退職金の引当金を計上するというところになるわけですが、退職給付引当金のことをちょっとご説明させていただきますと、長期の負債性引当金は貸借対照表の固定負債に計上されるという形になります。また、これは将来の退職金発生も含めて計算するということになりますので、そちらのほうを独法化初年度に計上するという形になります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私のほうからは、4番目の院外薬局についての（1）調剤薬局の料金について、（2）の患者への負担についてお答えさせていただきます。

まず、薬局での支払金額についてでございますけれども、調剤薬局での料金計算につきましては、国が定めた調剤報酬点数により計算されていますので、調剤基本料というものを除いて、基本的にはどこの調剤薬局でも同じ金額となります。この調剤基本料ですが、調剤薬局のとっている体制によりまして点数が若干違うとともに、加算も認められているので、調剤薬局ごとに若干支払う金額が、同じ薬だった場合は、若干支払う金額が違ってくるということになります。

それから、患者の負担ということで、院内薬局と院外薬局で患者の負担額はどのぐらい変わるのかというご質問でございます。これもちょっと細かくなりますけれども、数字を入れながらご説明させていただきます。

まず、薬自体の料金は基本的に、今申しました、どこの薬局におきましても同じ商品であれば同じ値段で売っておりますので、それはちょっと除かせていただきます。それから患者の自己負担割合につきましては、1割の方もいらっしゃるれば3割の方もいらっしゃいますけれども、3割ということでさせていただきますと、まず最初、1例目としましては、内服薬

1種類を7日分処方された場合ですけれども、院内処方の場合は、薬本体の価格に加えて207円窓口で支払っていただくということになります。次に、院外処方の場合は、薬本体の価格に加えて病院での処方箋、病院で支払う金額とそれから保険薬局で支払う調剤料を合わせまして561円トータルで支払うことになります。このケースですと、院外処方のほうが354円割高ということになります。

2例目としましては、もう少しいろいろ薬が出る場合ということで、高血圧症の薬を1日1回飲むような形で、それから糖尿病の薬を1日3回朝昼晩飲むと。それからそれに伴って胃炎の薬を1日2回服用するパターンで、28日分処方すると。かつ患者さんが1回分ごと分包化するということで、1つのお薬に固めるというか、1回飲むのが何種類あっても1回で飲むような形にすると。そういうのを希望した場合なんですけれども、この場合、院内処方の場合は、薬本体の価格に加えて207円お支払いいただくと。次に、院外処方の場合は、薬本体の価格に加えて、病院での処方箋料と保険薬局での調剤料を支払うということで、合計1,569円となりまして、このケースでは院外処方のほうが1,362円割高ということになります。いずれも薬本体につきましては、病院と院外薬局で同じ薬を使うということを前提にしております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） それでは、保険年金課からは4の（3）国保会計への影響についてお答えいたします。

旭中央病院の院外薬局移行による影響につきましては、先ほど島田議員にお答えしたとおり、影響額を算出することは困難であると思われまます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。

再質問させていただきます。

1点目、保育についてということで、1点目も2点目もおおむねぼちぼちというお話でしたが、何かこのメール配信については、旭市の中でも独自にちょっと始めている所があるというふうな話を聞いておりますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） メール配信につきまして、先行している事例があるのではないかとご質問ですけれども、警報等が発表された時という場合の中で、公立・公営の保育所が12か所ございますけれども、地理的にそれぞれ条件が異なっておりまして、古城保育所につきましては土砂災害警戒区域というような立地がございます。警報が出た場合に、基本的には保護者の方にお迎えに来ていただくというような態勢をとっておりまして、従来ですと、先ほども申し上げましたように、電話連絡網を使ってお知らせしていたところですが、なかなかこれには、先ほどお答えしたとおり、時間を要するという中で、スクールメール等の専用のメールではございませんけれども、どうしても防災という観点で緊急的な対応としまして、市の通常のシステムを使った中で、希望者にアドレスを登録していただいて、警報等の情報をお伝えするというようなことに今年度取り組みまして、先日の警報が発表されたときに1回目の配信を行い、おおむねスピード感を持って伝えることができたというように考えて評価しております。

ただ、専用のメールではございませんので、例えば来年お子さんが変わったときの登録とか、いろいろ作業的には議員のご質問があった専用メール等と比べると劣る点がたくさんありますので、今後十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。

スクールメールのように大金をかけなくてもやれることはあると思うんですね、今のうちに。それとここで保護者にできれば安心を与えていただければありがたいのかなというふうに思っております。1点目はこれで結構です。

2点目の補助金について、もう予算の検討時期に入っておるので、市長、いかがでしょうか。お願いできれば非常にありがたいなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 庁内で勉強会を開きまして、いろいろと議論をしたわけでありましてけれども、私の思いは、幼少教育といいましょうか、保育所のそういったしつけや教育、非常に大事だという思いでいます。三つ子の魂百までとよく言われますので、そういった小さいころのしつけ、教育、そういったもののために保育所の運営費とかそういった部分、やれる方法を今から検討しながら、各保育所に少しでも役に立てるような形でやっていきたいなど、そんなように考えているところでありますので、よろしく申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。

高齢者との交流も子どもたちには大事な機会ではあるのかなど。もとはこういった事業は県の補助金がありまして、そういったものが使えた経緯があつて、今そういったものがなくなってしまうと、今までそういった慰問に行ったりということもできないよという保育園のほうの話も聞いております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、大きな2点目に入ります。

第3子以降の支援ということで、今現在、第3子は無料になっていますが、例えば第2子まで無料にした場合、どのくらいの予算がかかるのかお聞かせいただきたいなというふうに思ひます。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 保育料の第2子を無料化できないかと、その場合にどのくらいの影響額があるかというご質問でございますけれども、保育料の第2子の軽減といたしましては、現行の取り組みで同時入所の第2子の保育料2分の1を軽減しております。この金額が対象者数260名で約3,800万円です。無料化いたしますと同額の3,800万円が必要になります。なお、第3子と同様に卒園した兄弟も含めてカウントした第2子を対象とした場合には、約460名が新たに対象となり、ただいま申し上げました3,800万円とは別に1億1,800万円程度の費用が必要になると思われます。

また、少子化につきましては、雇用形態の変化による若者の収入の低下や価値観の変化による晩婚化なども大きな要因とも言われております。このようなことも踏まえまして、関係課と連携し、少子化対策を総合的に検討していく中で、経済支援策についてさらに検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 人口減少、第3子が生まれれば人口が増えるということではありません。先ほど島田和雄議員の答弁にもありました。やはり結婚しない人が多いのかなということが第一。また、その子どもたちのお母さん方が働く場もやっぱり少ないのかな。そういった面で、やっぱり子どもを産む環境が少なくなっているのかな。それも併せての現状かなというふうに思っております。

しかしながら、これから第3子をとる場合に、やはりある程度インパクトのある、旭市に来れば、あそこはしっかり子育てをやっているよと。今、私もお母さん方と話をすることが非常に多いのかなと思っております。旭市は非常にありがたい。おむつ支援、第3子の保育の無料、本当に助かっているという話を聞いております。しかし、これがやはりどうせ同じ支援をしていくのであれば、今、無理をしてでも、やっぱりこの間、前6月議会にありましたように、平野忠作議員のお話ではありませんが、お祝金100万円、そのぐらいのインパクトのある施策を考えていただいてもいいのかなと。なかなかお金のことばかりで非常に恐縮ではあるんですが、ご検討いただければありがたい。これもなかなか厳しいお話になりましょうが、答弁はお願いということで結構でございます。

それでは、大きな3番目に入りたいと思います。先ほど総務課長のほうよりお答えいただきました。例えば今これ、今もう独法化に移管するということになったのですが、平成30年まで今の現状でいった場合に返ってくる額はどのぐらいの額になるのか、お知らせいただきたいなと思います。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今、30年まで計算した額というのは、実際には例えば27年度の段階で9億円ほど負担金総額としては軽減されるということが続くということになります。ですから、その分を勘案した額が軽減されている状況だと。これが30年まで続いているということになります。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 現在の、たしか60億円ちょっとですよ。現在の積立、積み越し。そうすると、30年度に20億円まで圧縮するというのであれば、約40億円近い額というのは、減免分も含めてあるのかなというふうに単純に思うんですが、そういった考え方で間違いないでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今、26年度末で旭市として今まで積み立てた額、それから支払った額、その累積の収支差、これが56億4,000万ほどあります。ですから、これを20億まで持っていくということであれば、その分のいわゆるメリット、これがあるということになります。20億円ですから、36億円ぐらいを目標に減っていく。ですから先ほど単年度9億円というの

があって、4年かかると36億円減るということになるということでございます。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） この36億円という大きな額。これが、2番目に入りますが、清算金という形になると、どのくらいになるか分からないというお話がございましたが、今、総務課長の考え方の中で、頭の中でという答弁はおかしいのかなというふうに思いますが、概略、全くゼロではないでしょうし、20億円まで圧縮する中で36億円がまさか1億円、2億円になるということではないでしょうから、概略、分かる範囲で結構です。お願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） この清算につきましては、千葉県市町村総合事務組合の市町村負担金条例というのがあります。ここの中で、第12条で負担金の清算というのがあって、さらに第13条で負担金の清算の特例ということがあります。この特例の中に移行型の独立行政法人という規定があって、要するに市役所の中の一部の組織全部が移行型の独立行政法人になったときには、この制度で清算しましょうということになっています。

現行の制度であれば、加入していた期間全ての期間で納めた一般負担金の、今の条例上は1割を残してくるということになっています。10%です。そうすると、実はこの金額というのは三十五、六億円になってしまいます。その計算があってから、今度、職員数の案分という形で清算額が決まってくるので、この計算でいくと、今の制度は非常に少ない額になってしまう。これではあまりにもちょっと、加入している期間が長ければ長くなるほど負担金はずっと納めていますから、それが積み上がります。ですから、残してくる額もより積み上がって多額になるということがあって、そのこのところはあまりにも不合理だから少し直しましょうということで、今、検討委員会をやっているということなんです。

ですから、この検討委員会は、できるだけ市にとって有利な形になるように提案しているところなんですけれども、今の段階ではそこまでしか言えないのかな。頭の中でざっくり計算と言われますと、その額がちょっと一人歩きしてしまうところもあると思うので、できれば、はい。申し訳ありませんが。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 額はなかなか数字的には表せないということで、例えば仮に幾らか返ってくるということで清算金だと。その清算金に対しては、これは病院に繰り出すというのは当然だとは思いますが、それで病院の今まで積んだ額が全て清算になったということの認

識で市側と病院側はこれでよろしいでしょうか。両方にお答えいただきたいなと思っております。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 総合事務組合におきましては、あくまでも市は一本という形なので、ここの中で市の分、一般行政の分とそれから中央病院分というのは、分けて向こうは整理しておりません。市のほうが中央病院分とそれから一般行政分ということで整理しているということになります。これが今、最大限戻ってきても、今まで積み立てた分が全部整理できるのかと言われますと、それは必ず向こうに残してくる額がありますから、整理は完全にできません。そうすると、あとは当然市と病院が協議をしながら進めていくということになります。ただ30年度まではある程度減額するという方式が出ておりますので、このところを基本に考えていくのかなというふうに思っております。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 病院といたしましても、今、総務課長が申したとおり、市と総合事務組合との調整の結果を踏まえまして、市と協議させていただきたいと思っております。ただ、病院は市の組織の一部でありますので、基本的には市の考え方に沿った形で対応していくことになると思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） もうこれ、4回目になっちゃいましたよね、今ので。

○議長（景山岩三郎） 4回目です。

○7番（飯嶋正利） 病院としては手を出したいんでしょうけれども、お互いそこをもめないように協議していただければありがたい。

では、3番目まではよろしくお願いします。

病院として今度、移管後、それなりの退職手当引当金を積んでいくということですが、金額とその内容、内訳を教えていただければありがたいなと思っております。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 退職引当金のほうの金額ということでございますが、現在こちらのほうは今度、大きく制度が変わります。それで、当然ある程度の見込数字というのはご

ございますけれども、こちらのほうは外部のほうの年金数理人のほうに委託して、こちらのほう算定を依頼いたしまして、来年度計上するという形になろうかと思えます。

以上です。

(発言する人あり)

○病院経理課長(土師 学) 内訳につきましては、退職給与制度のほうを設定して、こちらのほうはそれの依頼をするという形になります。

内訳というご質問で、多分、要は引き当てできるのかというような。はい。こちらの要は引き当てできるかどうかというあれに関しましては、これは先ほどご説明差し上げましたとおり、固定負債に計上するという形になります。それでまた将来の一定期間、平均勤続年数だとかを算出して計上するという形になりますので、ご心配を多分いただいているのは、現金が足りるのかどうかというところだろうと思うんですけども、その辺は、これは引当金相当の現金を必ずしも持っていなければいけないというようなものではございません。ですので、こちらのほうは12月議会で財産の出資に係る議案が上程される予定ですが、その評価額によっても左右されるわけなんですけれども、今現在では、その引当金の計上は問題なくできるだろうというふうに考えてございます。

以上です。

○議長(景山岩三郎) 飯嶋正利議員。

○7番(飯嶋正利) 内容はということで、現金ではないということで、そうすると当面単年度ごと。もう来年度は間違いなく初年度に退職金ということで予算化するということですよ、初年度は。次年度、その次の年度からは、その分の退職金を予算化して、そこに繰り出してそこからということになるんですか。毎年、単年度ごとに。

○議長(景山岩三郎) 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長(土師 学) 初年度にまず引き当てをいたします。それから当然、その翌年度から退職金が発生していくわけですけども、また年度ごとにその時その時の引当額というのはアクチュアリー、年金数理人なんですけれども、こちらのほうとすり合わせをしながら、その不足部分を費用化して繰り入れていくというような形になります。

○議長(景山岩三郎) 飯嶋正利議員。

○7番(飯嶋正利) 職員の方もこの退職金、非常に不安に思っている部分があると思うんです。そこのところをやっぱり安心して働けるような体制を作っていただけたらいいなという

ふうに思っております。

○議長（景山岩三郎） 一般質問の途中ですが、1時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 零時 6分

再開 午後 1時10分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き飯嶋正利議員の一般質問を行います。

飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 午前中に引き続き、よろしく願いいたします。あと3点ほどございます。

調剤薬局の料金について、少々の違いがあるということでございました。これも、今もう薬局のほうは民間になってしまっておるので、どこまで話をして突っ込んでいいのかというものもありますが、現在、中央病院の周りがある店舗、これについては差額がもらえる薬局であるのか、お知らせいただきたいと思っております。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 病院の前にある調剤薬局で差額がもらえるものはあるかというご質問でございますけれども、基本的に、先ほど申しましたように、店舗の内容によって調剤基本料が違うということはあるんですけれども、ちょっとその内容について今のところ病院として把握しておりません。ただ、24時間やっている薬局については若干加算があるということになっております。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） その差額というのは、現在かかっておるのでしょうか。お知らせいただきたいと思っております。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） かかっているのではないかと考えております。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） これを言っているのか悪いのか、どこが高い、安いということは、若干はあるということによろしいですね。はい。

それでは、（2）番目の患者への負担についてということで、幾つか例をこの間の面談の時にいただいております。基本的にこの調剤料だけでも間違いなく上がっていくということで、取りあえずは間違いはないでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 院内処方と院外処方の場合では、同じ薬を使った場合には院外処方のほうが費用は上がるということは間違いありません。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ここに一つ例をいただいております。院内で処方した場合が4,330円、これは先ほど高血圧の薬と糖尿病の薬、胃炎の薬、これになると合計4,330円。同じものを院外で処方すると7,310円。3割負担ですと、院内が1,299円、院外が2,193円と大きな開きになると思うんですね。

基本的に、これは同じ薬であれば間違いなく患者負担は多くなる。それに伴って、間違いなく国保の負担も増えていくと思うんですね。もちろんこの病院の中でも、お医者さんにもなるべくこういった料金を下げていただくような指導というのは、病院のほうでもしていただいているのか、お知らせいただきたいなというふうに思います。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 今、ご指摘がありましたように、病院の院内処方で使う薬と同じ薬を院外で処方いただいた場合には、当然院外薬局のほうが高くなるわけです。それを国の施策として、今、医薬分業ということを進めておりますけれども、それは基本的に同じ薬を使うのではなくて、できるだけ後発医薬品、ジェネリックと申しております、ジェネリック医薬品を使うということを前提に医薬分業をしていると。

ですから、先ほどお示ししました高血圧の薬を1日1回、糖尿病1日3回、胃炎の薬を1日2回のお話だと思っておりますけれども、これですと同じ薬を出した場合には、当然病院のほうで900円ほど安いということになるんですけれども、例えば花粉症の薬であれば、今中央病院で採用している薬で、30日分、飲み薬と点鼻眼と、いわゆる目薬、点眼と点鼻、鼻にしゅしゅとやる薬を1か月分出しますと、病院だと9,320円で患者負担が2,796円。それから、

後発医薬品をもし使った場合、ジェネリックを使った場合には、同じような内容の薬を使いますと4,960円の金額になりまして、負担が1,488円ということで、逆に1,300円ほど安くなります。

こういうことは、病院としてもよく了承しておりますので、現在、ジェネリックがある薬については、できるだけジェネリック化を進めるように中でやっております。既にジェネリックの薬がある後発医薬品については、9割方ジェネリックを入院では使っております。外来についても、今できるだけ進めて、できるだけ国保の負担がないようにやっていこうということとなっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 今、やはりジェネリックを使わない限りは薬価は下がっていかないというお話がございました。

病院のほうからも今、そういった方向にお医者さんのほうも向いていただいているということで、今度、院外薬局の場合にそういった指導を、これは市としても国保の負担がだいぶ違ってくると思うんですよね。そういった負担の軽減に向けて、役所が指導ということはどうなのかと思うんですが、そういった面で何かございませんか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 市としまして、とにかくジェネリック医薬品の使用ということをお願いするというので、医薬品の薬剤料のほうをなるべく安くするように周知しているところであります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 患者は、もらった薬が高いのか、安いのかというのは、なかなか分からないということがございます。その辺のところを、今後きっちり指導していただいて、今、国のほうも40兆円というような医療費になっていると聞いております、来年度予算がですね。やはり少しでも医療費の部分を下げていくというのが必要だと思います。そういった面でのご指導、よろしくお願ひしたいなというように考えております。

最後に、やはり病院の独法化によって、病院は薬も本当は不採算部門になると。また、先ほど申しましたように、退職金のほうも少し置いてくるというような形で独立行政法人に移

管するということとなります。そういった思いを新しくなる独立行政法人の経営にしっかり持っていて、しっかりした経営をしていただきたいなと希望いたしまして、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（景山岩三郎） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（21番 高橋利彦 登壇）

○21番（高橋利彦） 21番、高橋です。

3点の一般質問を行います。

まず、大きな1点目、干潟公民館の解体について、理由と対応についてお尋ねします。

行財政改革という錦の御旗のもとに、干潟公民館解体という話があります。しかし、人に人生があるように、建物にも歴史があります。この公民館のエレベーターは婦人会からの申し出による貴重な寄附を財源に造られました。それらのいきさつ、どのように認識しているのかを伺った上で、その中での解体なのか、それであればその理由と解体後の対応について伺います。

大きな2点目は、新庁舎建設について。その1点目は、庁舎用地と建築計画について。庁舎は市のシンボル、そして顔であります。それだけに、新庁舎がどこに、どのようなものができるかは、市民にとっては何にも増して一番の関心事であります。

昨年3月に新庁舎建設基本構想が出ましたが、議会にはその際の説明だけで、その後はこのような重要なこと、全く説明がありません。そして、市民会議などの主導のもとに進められています。理由についてお尋ねします。

2点目は、予算計画についてであります。庁舎建設、解体の概算予算、そしてそのための資金の調達の方法について伺います。

3点目は、合併時並びに中長期計画での位置付け。これについては合併による交付税、合併特例債の特典の期間は10年、有利な財源活用のためには合併時並びにその後の計画について伺います。

4点目は、都市公園法についてであります。市民の憩いの場、運動の場としての都市計画公園について何点か伺います。

まず、1点目は、都市公園法では1人当たりの公園面積はどのようになっているのか。

2点目は、現在の旭市の公園面積と1人当たりの公園面積。

3点目は、防災機能を持った公園ということですが、具体的にどのような機能を持っているのか。

4点目は、6月議会においてあまりにも大きな公園用地、せいぜい50人から100人しか歩いていない。そのように必要のなかった公園、貴重な税金を使ってなぜ造ったのか。

5点目は、建設場所は何を優先するのか。市民にとって市役所は利便性のよい、そしてそのエリアで全ての行政サービスが受けられる、これが一番の理想であります。文化の杜公園ありきで進んでいますが、そこで何点か伺います。

まず1点目は、庁舎の場所は自治法ではどのようになっているのか。

2点目は、市の中心部にあるということですが、どこを起点にした中心になるのか。

3点目は、建設基本構想もないのに24年ごろから場所も決まらないでいるという意味について。

4点目は、4か所の土地の調査、地質調査、環境調査、交通調査などを実施したということですが、その調査結果の開示をしていただきたいと思います。

5点目は、駐車場は行政で整備をしなければならないという法的根拠について伺います。

6点目は、国・県と調整しクリアできたら文化の杜公園、一般的には場所が決まってからの調整だが、この手法が全く逆、本末転倒ではないか。理由について。

7点目は、市民会議の地域ごとの人数とその会議録の開示、それとともにパブリックコメントと伺いますが、その地域ごとの人数と内容について伺います。

大きな3点目のインフラ整備についてであります。

そのまず1点目は、道路整備について。6月議会の報告において、干潟地区の、しかも入野地先の限定された道路で、路面の穴に車が侵入した事故が2日間に連続して数件発生しました。市は管理責任があるために数十万円の損害金を払っていますが、原因と対応について。

なお、市道の総延長面積とバランスシートでの道路分の償却資産の額と償却年限と直近決算年度での維持費等について伺います。

2点目は、水道事業についてであります。水道管の老朽化に対応するためということで、水道料金、平成19年度から値上げされました。その結果、勝浦市に次いで県内では当時2番目に高くなりました。

そこで伺います。まず1点目は、県内で一番高い市町村名と旭市の位置付け。

2点目は、近隣市町村の料金。これは基本料金で結構です。

3点目は、平成26年度の利益と値上げ後の利益の累計。

4点目は、値上げした平成19年から平成26年までの老朽管工事の金額について。

それから、3番目は償却資産についてであります。今後、交付税が削減されます。交付税が減っても義務的経費は人件費以外削減できません。減った分の削減は、投資的経費、つまり市民サービスの低下であります。

そこで、現在の償却資産額と直近年度での投資的経費、その中での一般財源について伺います。

1回目の質問はこれで終わります。あとは自席で行いますが、簡潔で明快な答弁をお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、私のほうから項目1の干潟公民館の解体について、

（1）理由と対応についてということで、初めにエレベーターの設置のいきさつをどのように認識しているのかということについてお答えしたいと思います。

干潟公民館のエレベーター設置の経緯について申し上げます。

干潟公民館は昭和49年に建設され、多くの利用者がありましたが、高齢化の進展などによりエレベーター設置は町当局及び公民館利用者にとって長年の課題でありました。その後、公民館利用関係団体などから、公民館利用の利便性を図るため、エレベーター設置要望の声が町当局に寄せられ、町当局と公民館利用関係団体である干潟町婦人会との間で協議調整が図られた結果、婦人会の熱意と寄附により、これを原資として平成13年12月にエレベーターが設置をされました。

なお、工事費の総額は設計監理料を含めまして4,074万5,000円であります。また、財源内訳ですが、婦人会からの寄附が1,000万円、起債が2,920万円、一般財源が154万5,000円あります。なお、起債につきましては、2分の1の1,460万円が交付税措置されるものであります。

そして、2点目の解体の理由でございますけれども、干潟公民館は昭和49年に建設され、築後約41年が経過しており、老朽化の進行が著しく耐震診断も未実施の状況であります。また、飛散性アスベスト建材が使用され、環境安全面でも課題があるなど、今後、長期にわたって使用していくためには大規模な改修を行う必要があります。

これらに加えて、現在、空調機器が故障しており、冷暖房がきかない状況であります。こ

ういったことから、利用者に大変ご迷惑をおかけしているような状況であります。このよう
なことから、7月から9月までの夏季期間につきましては、代替施設として干潟地区にある
コミュニティ施設を利用していただき、使用料についても公民館と同様に減額できる旨を登
録団体に周知したところであります。

施設全体で大きな課題を抱えていることから、公民館機能については干潟支所内への移転
を検討していくこととしております。なお、干潟公民館の解体の時期につきましては、早く
ても新庁舎の供用が開始された以降になるものと考えております。

次に、解体後の対応ということでございます。公民館機能を干潟支所に移した場合の利活
用につきましては、現段階ではどこの階にどのような機能を移転するのかは未定でありま
すが、舞台につきましてはほぼ現在の舞台に近いものができるものと考えております。ただ、
舞台の天井につきましては、現有の施設を利活用するという部分では、天井が低いものとな
ってしまいますが、それ以外の利用についてはあまり影響がないものと考えております。

以上でございます。

(発言する人あり)

○生涯学習課長(高木昭治) すみません。答弁漏れがありました。

干潟町婦人会は、地域最大の婦人団体として昭和30年に発足して以来、平成16年に解散す
るまで、49年の長きにわたり、家庭婦人及び社会人として教養を高めるとともに仲間の輪と
輪を広げながら、心身ともに健康で豊かなうるおいに満ちた生活を目指して、生き生きと実
りある活動を展開してまいりました。

およそ半世紀が経過し、日進月歩の目まぐるしい社会情勢の変革を顧みるとき、婦人会は
趣旨に基づく活動の成果を十分に上げ、一時代の役目を全うしたことを確認して婦人会活動
を終結することになったというふうに聞いております。

この間、世の中は変化し、生活様式も大きく変わり、豊かになってまいりました。かつて
結婚式などは各家庭で質素に行われておりましたが、時代の変革とともに華美になり、競い
合うような時代になってまいりました。このままでは生活の基盤が落ちていってしまうと感
じ、生活改善を推進しなければと、官民一体となって結婚式簡素化運動を推進してまいり
ました。その一助として、公民館を核とした花嫁衣裳の貸し出し事業や公民館挙式への協力な
どにより、家庭における経費削減を推進してまいりました。

その結果として果実が積み重なり、活用方法について検討した結果、干潟公民館にエレベ
ーター設置資金として寄附することが望ましいと役員会議で決定され……

(発言する人あり)

○生涯学習課長（高木昭治） このような経緯に至りました。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課からは2番目の新庁舎建設についてのうち、（1）から（3）、それと（5）につきましてお答え申し上げます。非常に質問項目が多うございましたので、漏れがありましたらまたご指摘をお願いしたいと思います。

まず、昨年3月に策定いたしました基本構想におきまして、新庁舎建設の背景となった現庁舎における問題点、それから新庁舎における基本的な考え方について、新庁舎の位置として4か所の候補地を挙げて今後の課題として提示したところでございました。

その後の説明がということでございましたが、その後は4か所の建設候補地につきまして市民会議の委員さん方に意見を伺いながら比較検討を行いまして、旭文化の杜公園がふさわしいとの提言をいただきました。

また、昨年8月に建設候補地に係るパブリックコメントを実施したところでございます。やはりパブリックコメントの結果も文化の杜公園がふさわしいとの結果でございました。それらの結果等につきましては、昨年9月の全員協議会におきまして議員の皆様にもご説明させていただいたところでございます。

今後ということで、まず建設場所に決定することを優先いたしまして、さまざまな手続きを行っているところでございますが、新庁舎における役割や機能等については、この後に実施する予定の基本計画や設計業務の中で詳しく決めていくこととなります。これらにつきましては、当然ながら議会や市民の皆様の見解を伺っていくことになろうかと思っております。

市民会議主導で進めているという、その理由というご質問もございました。市民会議につきましては、新庁舎の建設に関する事項につきまして幅広い見地から意見を求めることを目的に設置しておりまして、学識、市民の代表に参画していただき、平成25年12月に第1回の会議を開催し、現在までに5回開催しているところです。委員には、今まで基本構想策定に係る意見、それから建設候補地の比較検討を行っていただいたところです。

市内で各方面、各分野における代表の方をお願いするほか、学識経験の方も入っております。これらの市民会議の意見につきましては重要なものとして受け止めておるところでございました。

続きまして（2）の予算計画という、資金計画ということだと思います。新庁舎の建設に

係る予算について回答申し上げます。

新庁舎の建設費につきましては、昨年の議会一般質問で滑川議員の質問にも回答しているところでございますけれども、他市の事例等を参考に、庁舎本体に係る建築費ということで約50億円と想定しています。ただし、設計段階で詳細に積算することとなりますので、あくまでもこの額は設計後の建築価格には必ずしもそのとおりになるのかどうかということではないのかなと考えております。

あと、解体費用のお話がありました。解体費用につきましては、場所がどこに決定したといたしましても必ずこの庁舎の解体費用は発生するものでございます。全ての附属屋等を入れますと、約4,600平米ぐらいあるかと思えます。これらを解体するというのであれば、その額ということでございますが、今細かな数字を持っていないので、多分1億円は超えるだろうと、そういう見込みはあります。

あと、資金計画でございます。基本構想におきまして合併特例債の活用、それから庁舎整備基金の活用を想定しております。今後の基本計画及び設計の検討段階でさらに有利な財源等があれば取り入れていきたいと考えております。

続きまして、合併時並びに中長期計画での位置付けということでございました。これは、合併時のころからの計画を若干述べさせてもらいたいと思います。

新市の建設計画、これはここの中で第7章、公共的施設整備の統合整備により、新市において基金の積み立てを開始するとともに、新庁舎の建設計画を策定し、早期に新庁舎を建設しますとの表記がございました。

その後、合併いたしまして、19年3月、旭市総合計画ができて、ここの中での前期計画、これは平成19年から23年でございます。平成21年度を目標に庁舎建設に係る建設基本計画構想を策定することとし、本庁舎の建設を平成26年と計画し、建設に備えた基金の積み立てを行うとされておりました。

ただ、小・中学校の校舎に耐震化がなされていないものがあったことから、庁舎の建設は先延ばしにいたしまして、平成19年から小・中学校の耐震化工事を先行して実施し、学校の安全を図ったところではございました。

その後、23年3月11日に震災がございました。24年1月に策定した旭市復興計画の中では庁舎建設に先立ち、被災した教育施設の復旧を急ぐことということで、保育所や小・中学校の復旧が優先されて実施されてきました。

その時に、19年3月なんですけれども、旭市総合計画で後期基本計画、これが24年から28

年の計画になります。この中では、老朽化が進んで狭隘となっている市役所の本庁舎につきまして、平成30年度の建設を目標とした建設計画を策定することと計画に盛り込んだところでございました。これは震災の影響というのが非常に大きかったと考えておるところでございます。

平成27年3月に、国土強靱化の地域計画では、第5章、プログラムの推進方針により、必要不可欠な行政機能は確保すること、それから市役所本庁舎の倒壊等による機能停止を防ぐため、本庁舎の建て替えという記述をしてございます。

あと、交付税の関係等、お話がございました。合併特例債の適用期間、これは平成17年度から当初10年ということでございましたけれども、震災後、まず5年延期されまして、その後さらに被災団体におきましてはもう5年ということで20年になった。これも確かに今回の庁舎、市債とともに合併特例債も活用できるということで財源的に有利であることから、今回庁舎建設にかじをとったということでございます。

続きまして、(5)番でございます。これはちょっと数が多かったので、漏れがありましたらご指摘いただきたいと思っております。

まず1点目でございます。これは、地方自治法第4条第2項の中で庁舎の場所の関係、規定がございます。この中では、事務所の位置を定め、またはこれを変更するに当たっては住民の利用に最も便利であるように交通事情、他の官公署との関係等について適当な配慮を払わなければならないとされておるところでございます。

それから、どこを起点にということがございました。市の中心部……

(発言する人あり)

○総務課長（加瀬正彦） はい。

(発言する人あり)

○総務課長（加瀬正彦） その先ですか。はい。庁舎の位置を変更するときには議会の3分の2の議決が必要だと。

(発言する人あり)

○総務課長（加瀬正彦） そうですか。

(発言する人あり)

○総務課長（加瀬正彦） それは交通事情、他の官公署との関係等において適当な考慮を払わなければならない。

(発言する人あり)

○総務課長（加瀬正彦） はい。議決は議会の3分の2の議決が必要だということでございます。それでよろしいですか。

（発言する人あり）

○総務課長（加瀬正彦） 決してそれは除いたわけではございません。

（発言する人あり）

○総務課長（加瀬正彦） はい。庁舎の位置を検討する中では、これらについて留意するというところで記載がございます。

次に、市の中心部についてどこを起点にということでございますが、建設候補地の比較をする際に考慮をしたことございますが、人口重心がございました。旭市における人口重心なんです、旭駅のすぐ北側の住宅地がございました。その重心より同心円で円を描きまして、そこからどのくらいの位置に候補地があるかによって評価の判断にしたところがございます。

検討中の文化の杜公園、それから現庁舎の敷地、それから消防本部の北側につきましても、約1キロの中に位置しているという状況でございます。旧海上中につきましても、2キロから3キロの範囲の中にあつたということございました。

続きまして、3点目、これは基本構想もないのに24年ごろから場所も決まらないでという言葉の関係なんですけれども、これは6月議会に私が答弁した内容なのかなと思います。

（発言する人あり）

○総務課長（加瀬正彦） はい。それで、実は震災後、早期に建設に向けて検討を始めるという形になりました。これは、なかなか場所が決定に至らなかったということが、ようやく候補地として絞り込めたということの表現であつたと記憶しています。

というのはつまり、震災後、平成24年3月の1年後、市長の施政方針において、震災からの復興に全力を注ぎつつ、新庁舎の建設についても平成30年度の完成を目途に庁舎建設基本構想の策定を進めてまいりますとの方針が示されております。

この間、内部で検討機関の設置、それから市民会議の設置、意見をいただきながら26年3月によりやく基本構想ができた。ですから、24年度の段階でなかなかまだ場所も決まっていなかった。26年3月になってようやく候補地が決まったという、そのところの説明だつたと思います。その中で、今般ようやく文化の杜公園を候補地として定めて今に至っているという状況だと思えます。

それから、4点目なんですけれども、4か所の土地の調査、地質調査、環境調査、交通調

査等についての関係で、実施しているというような話ですが、これは平成26年4月以降、新庁舎の建設班が総務課の中にできました。そのときに、土地の調査、これは地番とか公図等ですので当然調査をします。それから、地質の調査につきましては、直ちに場所が決定しているわけではないので、その調査はできません。

ということで、その4か所の近傍類似、いわゆるここで、現庁舎の所であれば、実は下水のポンプ場を造るときに地質調査をやっています。その柱状図がありますので、その所。それから、文化の杜であれば、東総文化会館と、それから今回場所を決めようとしているすぐ県道側の橋があるんですけども、その橋の所に地質調査をやった記録がございました。それを参考にする。

それから、旧海上中は、学校を建てる時だったと思うんですけども、これはやはり地質調査をやった柱状図があると。それから、消防本部の脇につきましては、消防署を建設した段階でやはり地質調査を実施していた。それらをとって全部集めまして、それらの図面をもって参考にしたということでございました。

それから、環境調査、これは周辺の状況の環境、いわゆるアセスメントではございませんで、周辺がどのようになっているかを調査したという、単純にそういう概要のことです。申し訳ありません。

それと、交通調査なんですけれども、これはやはり個々に全部場所が決まっていなくて、平成22年の交通センサスというのがございまして、これは主要道路全てとってありましたので、建設課のほうからデータをいただいて、それらを候補地比較検討の際の客観的に見られる資料という形で、その新庁舎建設班ができたときに集めて持っていたということでございます。

実際のこれら細かい、例えば地質調査ということであれば、正式に場所が決定したら、そこをまた改めてやるという形になるかと思えます。

次に、駐車場の法的根拠ということがございました。これは、職員駐車場ということでお答え、分かりました。職員駐車場につきましては、整備せねばならないというような決まり事はございません。

その次が、建設費が決定してから調整をすべきではないかというようなご質問でございました。今検討している文化の杜公園につきましては、ご案内のとおり、都市計画公園でございます。都市計画の変更手続きを必ず要することになります。公園計画の変更も必要になります。この手続きをまず最優先して、庁舎の敷地としての確実性というか、めどが立って次

のステップに進むということでしたので、この辺は並行して進めても問題はないのかなというふうに考えておるところでございます。

それと、7番目、現在の市民会議の構成の関係がございました。地域別ということでしたので、これはお答えいたします。旭地域が6名、海上地域が3名、飯岡地域が2名、干潟地域が2名、市外が2名です。

それから、パブリックコメントの関係の地域別ということもございました。パブリックコメントの地域別の意見の提出でございますが、旭地域が27名、海上地域が5名、飯岡地域が3名、干潟地域はゼロでございます。

会議録の公表というお話もございましたので、会議録につきましては、今後例えばホームページ等で、新庁舎の建設というのは非常に大きな問題でございますから、そこからリンクできるような形をとればいいのかということ、そこで公表していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） それでは、私のほうからは（4）の都市公園法の関係についてご回答申し上げます。

まず初めに、都市公園法では1人当たりの公園面積はどのようになっているかということです。これにつきましては、具体的には都市公園法施行令第1条の2で、住民1人当たりの公園敷地面積の標準は10平方メートル以上としているところです。

2点目、現在の旭市の公園面積と1人当たりの公園面積というご質問です。都市公園は現在市内11か所の都市公園を開設しておりまして、総面積といたしましては39.14ヘクタールでございます。都市計画区域内の人口、平成27年8月1日現在の人口ですが、3万9,799人ということで、この数字で割り返しますと、1人当たりの敷地面積は約9.8平方メートルということになります。

それと、3番目に防災機能、どのような防災機能が具体的にあるかというご質問です。文化の杜公園の一番の防災機能、これは公園機能としても重要なオープンスペース、これを生かした災害発生直後に避難場所となるエリア、そういった場所として多目的広場、芝生広場、こういったものが整備されているところです。

あと、施設といたしましては、常設のトイレ2か所、そのほかにこういった場合に使える非常用のものといたしまして、下水道管を利用しました、下水道管の上に汚水ますを設けま

して、臨時的にトイレとして使える、そういった箇所を12か所整備しております。それと、防災備蓄倉庫1棟が整備されております。

災害に当たりましては、一時避難場所ということで、時間を追って利用形態が変わってくると思います。文化の杜公園につきましては、発生後におきましては大型車の乗り入れ、あるいはヘリコプターの離着陸、そういったものに対応できるようにメインプロムナードの園路の通路あるいはセンター広場等、そういったものにつきましては十分な幅員、広さ、それと路面の構造、それに耐えられる構造として、日を追って変わるそういった状況に対応できるように整備してあります。

その中で、災害直後から日を追って、その被害の状況によりまして、被害が少なければ住宅、自分の家に帰る方もあろうかと思えますけれども、避難所に移る方等ございます。その時に、被害が大きかった時には自衛隊等の災害派遣もあろうかと思えます。そうした場合の野営地ですとか、あるいはまたその後の仮設住宅、そういった用地にも使える、そういった大きな面的なオープンスペース、そういったものとして一番は整備されているところです。

そのほかにも、当初計画では耐震性の貯水槽、水の確保というようなことも計画はしておりましたが、この点につきましては、その場所に長くとどまるということではございませんので、耐震性貯水槽の設置の費用あるいはそういったものを利用するための水栓の設置、そういったものを勘案しますと、ペットボトルで対応したほうが理にかなっているということで、耐震性貯水槽は設置してございません。

そういったことで、大きな大空間、そういったものが一番の防災機能ということになっております。

それと、4番目の大きな公園用地として整備しているということで、その必要性というようなご質問がありました。この部分につきましては、公園のほうの所管課といたしまして、そうした部分でお答えしたいと思えます。

文化の杜公園の用地は、当初、整備前はほぼ水田……

(発言する人あり)

○都市整備課長（川口裕司）　じゃ、すみません、これで終わります。

○議長（景山岩三郎）　市長。

○市長（明智忠直）　4項目め、（4）ですか。現状を見て、50人から100人ぐらいしか歩いていない公園というようなことを6月議会で答弁をいたしました。

その時、実際そういうような状況でありまして、現況は把握したままお答えをしたわけで

ありますけれども、文化の杜公園整備は平成14年に計画を立てまして、24年に完成したわけでありまして、そういった部分で、当時必要性があつて公園整備を行ったということで、あくまでも50人、100人の問題は今の現況の中で話したことでありまして、必要性があつて24年に整備をされたということは、私もその当時、責任を持って公園整備をしたいというようなことでやったわけでありまして、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（景山岩三郎） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、3番、インフラ整備についての（1）道路整備について。入野地先における事故原因と対応、それと現在の市道の延長と面積のお尋ねです。

まず初めに、議員ご指摘のありました入野地先の事故につきましては、ご心配をおかけし大変申し訳ございませんでした。また改めて議会の皆様方におわびを申し上げます。

まず、事故原因につきましては、当該路線ですが、増大した大型車交通量により老朽化した舗装に降雨が重なったことにより、舗装にあいた穴が水たまりにより発見されずに起こったものであります。

今後の対応につきましては、この事故以来、日常管理のほかに、毎週金曜日、これは舗装の傷んでいる路線を中心に事前に補修作業を実施している状況でございます。また、職員が通勤時や業務の中で発見した舗装の傷みや排水施設の破損を通報していただけるように課長会議を通じてお願いしておりますが、全職員に再度連絡体制の周知を徹底することにより、一層の維持管理に努めてまいりたいと、このように考えております。

それと、市道の延長と面積でございます。これにつきましては、後段のほうの償却資産の関係でございます。財政課作成のバランスシート、こちらが平成25年度分ですので、平成25年時点で申し上げさせていただきます。

市道の延長につきましては、109万3,416メートル、1,093キロでございます。面積でございますが、533万588平米でございます。なお、市道の維持費でございますが、25年度決算額で2億435万9,236円となっております。

以上でございます。

（発言する人あり）

○建設課長（大久保孝治） この後、財政課より。はい、すみません。

○議長（景山岩三郎） 水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 大きい3番のインフラ整備についての中の（2）番、水道事業について回答申し上げます。

質問の内容が平成19年度の料金改定を踏まえた上での質問でありましたので、改定に当たってどのような内容を見込んで設定したのかを説明させていただいてから、4点ほど具体的な内容を説明いたします。

まず、平成19年度の料金改定に当たりましては、老朽化対策、累積赤字の解消、適正な事業運営ができるような内部留保資金の確保、給水の安定性を高めるためのループ化、緊急連絡管の整備、配水場の一元管理のための集中管理システムの整備等を見込んで設定したものでございます。

それで、県内で一番高い市町村名と旭市の位置付けでございますが、一番高い水道事業体は勝浦市です。2番目が旭市となっております。

それから、2番目の近隣市町村の料金ですけれども、これは2か月20立方で説明させていただきます。銚子市が3,585円、八匠水道企業団が4,449円、香取市が4,536円となっております。

それから、3番目の平成26年度の利益……

(発言する人あり)

○水道課長（鈴木邦博） はい、旭市が5,184円です。

それから、3番目の平成26年度の利益と値上げ後の利益の累計ということですが、26年度の利益は1億6,680万円余りでございます。値上げの利益の累計ということですが、19年度から26年度までの累計が15億円余りとなっております。

それから、4番目の平成19年度から26年度までの老朽水道管の工事額についてということなんですけれども、先ほど質問の中で、老朽管に対応するためということであったんですけども、この料金改定に当たりましては、機械、計装設備等の当面の維持補修というようなものを想定しておりました。そういう意味で、修繕費を19年度から26年度まで集計したのが4億円余りとなっております。

水道課からは以上です。

○議長（景山岩三郎） 財政課長。

○財政課長（林 清明） インフラ整備についての中で、道路に係る償却資産の額、それからインフラ全体の償却資産の額についてお答えいたします。

まず、このバランスシートですけれども、平成26年の決算数値による詳細については現在分析中のため、先ほど建設課長が申し上げましたとおり、25年の数字でご容赦いただきます。

まず、市道分の償却資産ですが255億1,067万円、償却年限は48年です。

それから（3）にあります償却資産全体ですが、一般会計、それから水道事業会計、下水道事業会計、これを合わせまして約652億8,920万円であります。ちなみに平成25年度決算での投資的経費、普通建設事業費ですが、これは約36億7,779万円で、そのうち一般財源は8億4,752万円であります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 一般質問は途中ですが、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 5分

再開 午後 2時20分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、再質問をします。

まず、最初の公民館の問題でございますが、説明を聞いて分かりました。この旧干潟婦人会の生活改善の中での婚礼、そして花嫁衣裳を貸し出し、その貴重な財源を寄附した中で、このエレベーターが造られたわけでございます。

ただ、そういう中で、今この干潟の公民館、よその公民館から比較しますと、職員数も全く少ない、それからほとんど何の講座もやらないわけです。やはり干潟は過疎地だから差をつけるのか。やはり均衡ある文化の、そして教育の発展のために、ほかの公民館と同じにやってもらいたいと思います。

そしてまた、多分、アスベスト云々くんぬんがあるから老朽化になっていると思うんですが、じゃ、アスベストがあれば、なおさら雨漏りなんかはすぐ直すべきだと思うんですよ。干潟の住民は、健康どうなってもいいということになっちゃうわけですね。ですから、やはり干潟の住民の健康、それから、やはり均衡ある発展のために、そしてまたこの公民館、まだ40年なんです。対応年数まだかなりある。それから、エレベーターだってまだつけて十何年でしょう。まして、この貴重な寄附の中で、エレベーターを使っていくという中で、なぜ公民館解体なのか。その辺、十把一絡げでやられたら困ると思うんですよ。その辺、まずせっかく教育長おいでですので、教育長にお尋ねをします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（埴田哲雄） 先ほど生涯学習課長がお話ありましたように、干潟公民館のエレベーター建設について、婦人会の皆さんの熱き願いとか思いというのが、よく伝わってきました。しかしながら、高橋利彦議員の考えも分かるわけでありませけれども、いかんせん今、利用者が少ないということがありまして、利用者がほかの公民館と比べて比較すると少ないということ、そういうようなことがありまして、ただ、あそこだけ特別に職員を少なくしているとか、あそこだけ講座を少なくしているとかというと、そういうことは特にはありませんので、その辺、ご理解をいただければというふうに思います。

今後また使う場合は、その熱き思いではありませんけれども、大事に、そして使わせてもらえればというふうに思っておりますので、よろしくお願いをします。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 利用者が少ないって、ほかの公民館と比べたら講座も全くないんですよ、干潟は。ほかと比べたら、その辺、教育長、よく分かっているでしょう。

それと、今、雨漏りするから、アスベストだからと、よそへその人たちをよそでやってくださいと。利用者が当然少なくなるのは当たり前じゃないですか。そういう、わざわざ壊すべく既定の路線を引いていって、それで壊すというのは、ちょっと十把一絡げ、こういうこと通りますか。

それと同時に、例えばですよ、教育長が寄附を受けて、それでその人らが貴重な、婦人会が一生懸命、結婚式で、ボランティアの中で残した金を町に寄附して、それでエレベーターを造ったんですよ。その人らがまだみんないる中で、何で壊すんですか。その辺、お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それではお答えいたします。

先ほどと同じ回答になってしまうんですけれども、施設の老朽化、あとはアスベストの問題等がございまして、それらのことから解体の方向でということで検討されているところでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 我々は全部で4回の質問回数というのがあるんですよ。あなたが同じことをまた答弁して、それに私、また質問しなくちゃならないんですよ。

いずれにしても、老朽化といたってじゃ、いいおか荘は今何年していますか。それから見たら、まだずっとあの干潟公民館のほうは新しいですよ。そこになおかつ、そういう貴重な寄附、そして今度はアスベスト云々と言いますけれども、じゃ、何でアスベストがあるのに雨漏りしているのを直さないのか。それで昨日の一般質問でありましたが、どこですか、体育館ですか、1億円もかける。それは、オリンピックのそういう練習場のために誘致するのは、これはいいですよ。しかしながら、住民のための頭のハエも追えないでそういうことをやる。これ、筋通りますか、教育長。当然、教育長はトップですから、課長より教育長に答弁いただきたい。どういうふうにするか。

それで、公民館を壊して、じゃ、支所云々と言いますが、それならそれで、ぴしっとしたビジョンを作って、それからやるべきなの。学校だってそうでしょう。みんな、今、子どもが減っている中で、これから統廃合しなくちゃならない。しかしながら、何もビジョンを出さないで、やっぱりやるならやるでビジョンを出して、それで使っている限りは使えるようにするのが本当じゃないんですか。そこで、市長でも教育長でも。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 本当に地域の思い、やっぱりすばらしい方々がエレベーターを設置してくれたというような思いは本当に大事だ、大切だと思います。

そんな中で、交付税の問題、高橋議員がいつもおっしゃられているような中で、交付税の一本算定、あるいはまた合併特例期間の終了、それを見据えた財源の減少、そういった部分の中で、公共施設等利活用計画、あるいは統廃合計画、そういったものも役所としてはしっかりと計画を立てていかなければならないわけでありまして、その中で公共施設の中で一番古くなっていると言ったらちょっと誤解があると思いますが、築40年、エレベーターはまだ13年か14年だそうでありますけれども、その中で、新庁舎が今のところの計画では30年度、31年3月までには完成したいというようなことの中で、その新庁舎ができましたら、各支所の分散している事務系統を本庁に集まるということの中で、それから今の支所を公民館対応できるような整備をしながら、そして今の公民館、干潟公民館、取り壊しというような思いで、今庁内では理解をして進めているところでありますので、ぜひご理解をいただき

たいと、そのように思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そうなりますと、これから10年もかかっちゃうわけですよ。庁舎ができてから、今度はそこにかかって仕上がりとなったら10年もかかっちゃうわけですよ。そんな中で、いずれにしても、これは解体でも何でもいいです。めり張りをつけた行政、これをしていただきたいと思います。

次に、今度は新庁舎建設について。

まず、この建設の問題でございますが、建築というのは、そんなにみんな異論はないと思います。そういう中で、一番の市民、議員の方々の思いは、やはりどこに建てるか、これがみんなの思いだと思うわけです。そんな中で、もう既にこの用地は決まりというような、私は思いがしてなりません。

そんな中で何点かお尋ねしますが、まず、この前の市長が市民会議をやって、パブリックコメントをやってという段階までにならないうちに、公園は整備をされたということでありまして、公園と何でパブリックコメント、パブリックコメントは計画ができてからの話でしょう。全く支離滅裂な答弁をしているわけです。そんな中で、また庁舎へ来た人が、その公園で少し時間を費やしてくれ。今、市民の方々、そういうゆとりを持って生活できる人いませんから。逆に、よく葬式あったら、そんなに葬式あれなら会社やめてもいいんだよと。そういう時代なんですよ。時間的に、そういうことがなぜ、この市民会議の中で結論が出たのか。

それでまた、改めて買うことでないからと。これは土地の予算は議会は通りませんよ。文化の杜であれば。

そしてまた、ここで県のほうが最大の想定をしたのが、約10メートル、津波。あそこの所ぎりぎり。あと庁舎が仮に何かあったとしても、せっかく建てるのに、そんなぎりぎりの所へなぜ建てるのか。もっと安全な所へ建てたほうがいいんじゃないんですか。

それから、一連の流れをくんで今回決まった、それで市民会議の意見を大事にしていく必要があると。そういう中で、この市民会議の提言は大事だと、こういうことを言っていますが、じゃ、その提言の意味合いについてお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 幾つか再質問がございました。

なぜ市民会議の結論というお話でございますが、あくまでも客観的な資料をお出しして、市民会議で5回開催していただいて、最終的に基本構想としてお出しいただいていると。さらに市民会議としての提言書もいただいたということになります。

市民会議の中では、旭文化の杜公園ゲートエリア付近ということで、これは平成26年10月7日に市民会議から市長宛てに提出されたものでございます。

その提言の意味ということでございますが、これは確かに市民会議としては提言ということでございますので、これで決定ではございません。最終的に、あくまでも決定するのは市になるんだと思います。ですから、ただこれらの意見、それからパブリックコメントの意見、それらを大事にしなが、まず候補地としてここでいけるんじゃないかということがあって、今年3月の市長の施政方針の中に盛り込まれた、第一候補地としてここをということだったと思います。

それから、土地の予算は議会を通らないというお話がございました。確かに新たにまとまった土地、それから金額の面が自治法で規定する以下であれば通りますし、ただ、これは既に持っている土地であればどこでも同じだったと思います。唯一議会の議決を経る必要があるのかなと思うのは、消防署の脇であったとは思いますが。それはそのとおりだと思います。

あと10メートルの津波というお話がありました。少なくとも、確かにあそこは10メートルぎりぎりなんだろうと思います。ただ、それが千葉県の示した最大の津波の高さでございましたので、あそこであれば、少なくとも今、広域の防災拠点にもなり、さらに防災倉庫も設置されている。あと一時的な診療機能もゾーン分けの中でしているということであって、やはり市民会議の判断を尊重しながらということであれば、あそこを第一候補として市も考えるのが妥当なのかなと、そのように思っております。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いろいろ理屈つけますよ、あなた方は。防災機能を持った公園に庁舎が隣接されれば、庁舎と相まって防災面の相乗効果。しかし、この地域の人はそれでいいでしょうよ。じゃ、飯岡、干潟、海上で、あそこへわざわざ行きますか。

それと、パブリックコメントなんのって言ったって、じゃ、そこまでみんなよく知って、市から出されたら、だいたい市民の会議、それから地域の説明会、地域懇談会だって、誰も質問、何だかんだそれから言う人はいないと思うんですよ。それと同時に、当然これは市で決定ということになりますよね、そういうのが出てきたら。だから、さっきの提言という言葉の意味、どれだけの重みを持って、その辺もまだ答弁いただけませんけれども。

いずれにしても、それから、この基本計画の中で、計画見れば分かるでしょう。土地はもうすぐ決まっているようになっているんですよ。もう最初から土地決定という、基本構想の中で決定になっているんですよ、これ見たら。ほかの基本設計とかはみんな棒線引いてありますよ。しかし、土地とかそんなものはもう決定になっているんですよ。ですから、これは土地、最初からここに決定なんですよ。

そして、議会に説明しないのだから、市の土地だからいいじゃない、しかし、今度はこの議決の時には、みんなが考えるのは、ただ庁舎だけじゃなく、土地の問題も含めた中で、これは議決になると思いますよ。土地の場所が気に入らなかつたら、庁舎建設に幾らいいものを出しても、これは賛成しないと思うんですよ。皆さん方はその辺、もう市の土地だからということで議会には説明しなくてもいい、建設だけだと、そういう考えじゃないですか。

いずれ、そういう中で、せっかく建てるのに、なぜそんなぎりぎりの所へ建てるのか。それで、その地域の人だけの防災の拠点にするのか、旭、海上、干潟、今、天地異変いろいろありますよ。広島でもあったでしょう、土砂崩れ。飯岡の人が果たしてここへ来ますか。海上の人が。全体の中で考えるのが当然だと思いますが、その辺でお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） また結構数のご質問ありましたので、答弁漏れがありましたら申し訳ありませんが、パブコメ市民会議、市が出したものは反対できないんじゃないかというご質問がございました。これはあくまでも市は判断をするための資料をお出ししているということであって、そこに決定してくださいということでお出ししているわけではございませんので、その中、4か所から選ばれたということがございます。

それと、提言の重みということがございますが、確かに、少なくともあらゆる階層から委員として出ていただきまして、その中で意見として集約して市長に出されたものということであれば、それは一定の、提言ですから、あくまでもこうしたほうがいいんじゃないんでしょうかということだと思っておりますけれども、それに対しての重みというのはきちんと持っていつてあげる必要があると思います。

それと、構想の中で、もう最初から位置が決まっていたんじゃないのかなというような、そういうご質問もございましたけれども、今構想を見てみましたら、7ページに新庁舎の位置ということで、この中でも少なくとも、今回、市民会議等にかかけました4か所が記述されているものと思います。ですから、この段階で文化の柱に決まっていたということはな

いと思います。

それと、庁舎を建設するというのであれば、当然建物、それから位置も含めて議会の議決が必要になるわけでございます。先ほど地方自治法の4条の中でも、庁舎の位置が変わるという、これは庁舎の位置自体が条例で決めなければいけないことになっています。それを変更、改廃するというのであれば、3分の2の議決が必要になりますので、今回、向こうに移るということであれば、当然それは議決を経なければいけない。それは土地を購入する、しないという問題ではなくて、庁舎を移すことだけでも議決が必要である。当然、建築するには予算も必要ですから、それに対しての議会の審議もいただくということになろうと思います。

それから、津波の関係、ぎりぎりの所と申しますけれども、そここのところは、あそここのところで広域な避難施設という位置付けがあつて、さらに防災倉庫があつて、先ほど都市整備課長が申し上げたとおり、ヘリポートも場合によってはつくれるということであつたときには、そこがいいのかなと。

それとあと、干潟、それから海上、飯岡が、わざわざそこに行かない。それは確かに、万一の時にあそこまで行くこと、それ自体が危険になる可能性があります。そのために、それぞれ避難所を開設できるような形で、防災計画の中で位置付けしているものでございます。ですから、全部が全部あそこに絶対集まるんだということではない。仮に全部集まったら、逆に飽和状態であそこで処理し切れない場合もありますから、それはその近くのまず一時避難所に行くというのが、災害の時の避難の第一前提であると思いますので、その辺は、あそこで全て避難させるということを申しているわけではないということもご理解いただければと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 確かにこの建設の計画には4か所ありますよ。しかし、この工程表を見たら、もう決まりで出ているわけですよ。

それから、先ほど予算の話もありました。その中で、土地とか解体は、これは答弁されましたが、土地の予算なんか全然組んでいないでしょう。ということは、もう最初から文化の杜公園ありき、そういう中で文化の杜の取得価格、それから補助金の返納ですか。再度お聞きします。

その辺と、それから今、中央病院と広域農道、アクセス道の事業やっていますが、そんな中で、その道路の買収額、坪当たりどのようになるか、お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 文化の杜公園の用地の取得の関係でございます。

前回、全体ということでご質問がありましたけれども、今回は仁玉川から北側の7.66ヘクタールという部分でお答えいたします。

7.66ヘクタールのうち、買収面積といたしましては6万6,000平方メートル、買収の金額といたしましては10億4,000万円になります。この7.66のところ6万6,000ということは、借地面積が2,800平米含まれ、その他赤道、青道、そういった官有地、これが7,800平方メートルあるということになります。

（発言する人あり）

○都市整備課長（川口裕司） 1万平方メートルですと、用地のほうが平米当たり1万5,757円ということで、1ヘクタール当たり直しますと、1億5,800万円ということになります。

（発言する人あり）

○都市整備課長（川口裕司） 今ご回答いたしましたけれども、工事の部分として6,740万円、合計ですと2億2,540万円ということになります。

返還金については、ちょっと私のほうでは承知していませんので。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 補助金の返還ということがございました。

補助金の返還につきましては、6月議会でもご答弁申し上げましたけれども、今面積で割り込んでいきますと、1億1,800万円になるのではないかという見込みでございます。

それと、構想の中で土地のスケジュールの話がありまして、その中で用地買収の項目がないということなのかなということでございますが、確かにこれは29年までの最短のスケジュールを組んであったものでございます。現在は29年度に完成という形ではなくて、もう1年ずれた形になっております。

ですから、土地があれば当然、あくまでも構想ですから、この当時、できるだけ市有地を利用しようという話もあって、新たに求めるということであれば、当然この中で項目として出していったのかもしれませんが、これはあくまでも事業計画の概要の中での事業スケジュールだったということでございます。

あと、中央病院の連絡道の関係の買収費については、建設課のほうからお答えいたします。

○議長（景山岩三郎） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） アクセス道の買収単価ということでございます。

大変申し訳ございませんが、現在交渉中の方がおりますので、概算額ということでお答えさせていただきます。

農地につきましては2,000円台、宅地につきましては3万円台、いずれも1平米当たりでございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そうしますと、今の文化の杜、土地から補助金含めて3億5,000万円くらい出すことになっちゃうわけですよ。それから今度は、それをやってインターロッキング2,500万円もかけてあるわけですよ。皆さん方は、どうせ人の金だから、幾らかけようが全然関係ないわけですよ。やっぱりこの貴重な、ましてこれから交付税減らされる中で、貴重な財源、やっぱり有効活用、それからそんな中で、じゃ、アクセス道であれば、農地であれば300万円くらいで一反、1,000平米300万円くらいで買えるわけです。それから、宅地だって10万くらい、じゃ、その辺をどういうふうに考えているのか、あまりにも貴重な財源を無駄に使い過ぎているんじゃないですか。お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 用地費も含めて、そのぐらいが無駄になるんじゃないかということでした。

ただ、用地を求めれば、どこであってもそのお金はかかるというのは、まず1点ございます。それと、確かにインターロッキングが入り口の所にあつて、その後が芝生広場になっているかと思えます。その部分を今想定しながら、県とも協議をしている段階でございますが、できるだけ今ある施設は活用しながら、取り壊さないでうまくいけないのかなということも含めて検討している状況でございます。

決して税金を無駄にという、そういう意識を持ってさまざまな事業を進めていることはございませんので、その辺はご理解いただきたいなと思っております。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、税金というのは、皆さん方はどうせ汗水たらして働いた金じゃないから、そういうふうにならざるやりますよ。しかし、みんなは、まして今こういうふうにな景気が悪いでしょう。そんな中では、有効に税金を使っていたきたいと思えますよ。

そんな中で、じゃ、合併時の中・長期計画の位置付けですか、これでちょっとお尋ねしますが、当初はこれ、10年であったわけですよ。たまたま幸か不幸か、この面については、災害があったために20年になった。なぜ早く計画しなかったのか。ということは、どういう財源でやる計画であったのか。やはり行政というのは、まず計画ありきなんですよ。

それで、先ほど学校の耐震云々と言いましたが、何もそれはそれで計画する。また庁舎建設は建設で、なぜ計画できなかったのか。そんな中で、震災がなかったらどういう資金を使う考えであったのか、お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 確かに中・長期計画での位置付けの中で、庁舎の建設、もう合併当初から合併特例債が使えるうちに計画しておくべきではないか、確かに合併直後、その議論はあったと思います。

ただ、同時に進めるのは非常に難しいという前市長の判断もありまして、学校施設、まず子どもたちの安全が最優先だということで、そちらのほうに手を挙げたという経緯がございました。ですので、一気に小・中学校の耐震化は旭市においては進んだということがございました。

ですので、その段階で、10年でできなくてもやむを得ないという、その時の前期の計画をお話した時に、これもぎりぎりできれば26年と言っていました。というのは、これは合併特例債ぎりぎりの中で、その前期の計画の中には入っていたわけです。ですけれども、その中で難しいだろうという判断があって、その前期の中では取り組めなかったという。ただ、少なくとも、でもお金がないとできないでしょうということがありまして、基金を積み立てましょうということで、3億円ずつずつと積み立ててきて、26年度末には18億円になっていると。

あと合併特例債が使えなかった時の財源ということでございますが、もちろん基金と、それから財政調整基金、それから不足する部分は一般の起債を借りるという判断になるんだろうと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 金ができないから云々じゃなく、建設のための、庁舎建設のこの計画は立ててもよかったんじゃないんですか。それで皆さんお金がないといたって、じゃ、この合併特例債を使えば、50億円の建物を建てるのに、幾ら自主財源必要ですか。自主財源

5%でしょう。50億円だって2億5,000万円でできるわけです。そういうのは、あなた方、詭弁なんですよ。自分のそういう責任逃れということになっちゃわないですか。それで、学校建設だって、ほとんど旭市の関係やったでしょう。その辺を十分認識した中でやるのが本当じゃないんですかね。どう思いますか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） まず、合併直後のお話をさせていただければ、合併特例債におきましても、いわゆる総務省が出している庁舎を整備する時の基準単価というのがまだ生きておりました。これに基づいていけば、たしか回数によって違いますけれども、平米17万円とか、そのくらいの金額だったと思います。ですから、起債で借りられたとしても、そこまでしか借りられない。残りは一般財源で手当しなければいけないという、そういう議論が当初されていました。

これが、それ以降、ちょっと年数は定かではありませんけれども、二十一、二年ころだったと思うんですけれども、それが合併特例債が庁舎を合併したところで三つにまとめていけば、ほぼ全額が借りられる可能性があるということで、国のほうの方針が変わってきたということが現実になりました。そこで今、一番有利な財源は合併特例債ということになっているんですけれども、それまでは相当の自己資金を用意しなければ現実に踏み出すことができなかつたということも、そこまでの事情としてあるので、その部分も少しご理解いただきたいなと思います。

それと、学校の耐震について、旭中心でやったのではないかというお話がございました。

少なくとも合併した時に、全て同じような環境に持っていく、それぞれ足りていないところ、例えば道路があれば道路をやらなければいけないということで、学校はたまたま耐震が遅れていた、そういう言い方はちょっとしづらいんですけれども、たまたまそういう学校が幾つかあったということでご理解いただきたいなと思います。

合併直後、ちょうど国のほうが、これからはいわゆる民間企業並みに、例えば財政の状況は全ての会計をまとめて、将来的に負担はどうなるのか、それから起債を借りる時の公債費比率の問題がありました。いつとき18%を超えていましたので、その時には許可団体になっていました。許可をもらわなければ借りられないような、承認だったかな、承認団体になっていたと思います。ですから、自由に起債ができるということではなかつた。その率を下げるということも一つの財政運営の中であつたということでございますので、いろんなこと

を想定しながら、考えに考え抜いた当時の市長の政策判断だったと思いますので、その辺はご理解いただきたいなと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、次に、都市公園法についてお尋ねしますが、先ほど答弁いただきましたら、1人10平米、旭市はほぼその数字になっているわけです。そんな中で、これが減った場合、ちょっとそれに関して、市長、名誉棄損だとか何とか、大物市長がだいぶ憤慨したようですが、またそれに関して質問します。

まず、都市公園法では、この公園が減った場合はどうなるのか。例えば文化の杜だったら、今のここを公園にするのか、まずその辺をお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 減った場合ということです。都市公園法におきましては、都市公園法の16条という部分で、都市公園の保存、またその改廃について記述がございます。そういった中で、改廃する場合、三つほど挙げられております。

一つは、都市公園事業のために、ほかの都市公園事業、例えば街路とか、そういった事業のために公園を改廃すると。

あるいは、公共性の高いそういった施設を建設する場合の改廃。あと、その減る分に整備するというので改廃するというので二つ。

もう一つが、借地公園等で、その借地が切れた場合に公園を廃止すると、そういった場合ということでもあります。

基本的には、都市公園法そのものがオープンスペースを確保するという、面的に確保するという部分でできておりますので、どの例によりましても、基本的には減った分の公園を確保していくというのが市のほうの責務かなというふうに考えております。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） では、減らした分はまた確保するということですね。そういう答弁だと思いますが、そんな中で、結局、現在の文化の杜公園、市長はもうあんなに広い公園は必要なかったと私は認識している。まして五、六十人しか。そういう中で、じゃ、減った分増やしたら、また必要のない公園をなぜつくるのかということになるわけですよ。それと同時に、利用者が今度はないわけですね。当初からないものを何でつくるのか。それと同時に、まだ市長は、あそこは必要なかったものを何でつくったのか。

そんな中で、今度はあそこに庁舎を造って、自分の失政を掩蔽するためなのか、その辺をお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今ちょっと聞き取れなかったんですけども、自分の失政を掩蔽する。

（発言する人あり）

○市長（明智忠直） 失政をって、失敗したということですか。分かりました。

それをカモフラージュするためというよりは、やはり文化の杜公園、当時20年ころですか、エリアを指定されたのはもっと早い14年ころですけども、整備が始まったのが17年、18年ころから始まったわけでありまして、その一体的な継続事業として文化の杜公園を整備するというので、その必然性、必要性、そういったものは私も当然認識しておりまして、必要であるから整備をしようというようなことで決定をしたわけでありまして。

しかしながら、文化の杜公園、オープン後4年目になるんですか、そういった中で、あれだけの広大な公園の中で、総体的な庁舎と避難施設、そういった部分での防災機能の発揮というようなことの中で、きのうも申しましたように、災害対策本部を庁舎の中に置く、そのような中で、避難住民が集まってきた方々に、本当に適正な避難誘導をするというようなことが当然ワンストップでできるわけでありまして、そういった面と、先ほど高橋議員がおっしゃいましたけれども、今この時代、忙しくて、もう本当に市役所へ来たらずぐ帰るんだと、そういうような時代こそ、やはりゆとりのある場所が必要なのではないかなど。これは市民会議の中での座長、市民会議の大学の先生もそういうようなことで、今この時代だからこそ、そういったものが必要なのだと、そんなような思いを熱く語ってくれまして、私もそのような感じでありましたので、文化の杜にしようということで今進めているところでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） ちょっと我々と認識が違うわけなんですけど、結局、本来であったら、せっかく必要だから造ったわけですよね。それで、市長の時にあれですから、そんなに必要でなかったら何で計画変更しなかったのか。

それと同時に、答弁としては、本来であったら、市長、いや、公園の利用率を上げましょうよと、これが市長の答弁なんですよ。そうじゃないんですか。そんな中で、たまたまこういう問題が出たから、そういう必要のないものがあからさまになってきたと。しかし、こう

ということがほかにも何か問題出てきたら、必要のないものもかなりあるんじゃないかと思うんですが、その辺、お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 確かにもう文化の杜公園は事業が既に始まっていた段階で、市長が就任した時には、おおむね事業が進んでいて、最後の仕上げの段階になっていたのかなと、そのようにちょっと思います。その段階で、いきなり例えば一部を計画変更するという、そこまでの思いというのはなかなか難しかったのかなというふうに、今客観的に見て、そのように思います。

あと利用率を上げる、これはもちろんそうでございます。ですから、仮に庁舎があそこに行った時には、防災機能を相互に補完し合いながら、さらによくするのかなと。仮に庁舎が行った時には、非常電源がある。例えば水利がもう1つつく、そういったことも考えられると思います。そういったことで、さらに利便性を上げていくことも別の面から見て想定できるのかな。

あと、無駄なものはほかにもあるんじゃないかと、これは私が答えていいかどうか、ちょっと分かりませんが、市の事業は無駄と思ってやっているものはないと思っています。ですから、全ての職員が一生懸命やっておりますので、その中で無駄と言われてしまうと、その職員が働いている意欲というのがそがれてしまうと思います。自分が必要だと思ってその場において、その場で一生懸命やっているということを私は信じておりますので、その辺は誤解しないでいただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしたって、あの公園は必要なくなったら、その造る時には、何が何でも必要だからってことで造っているわけですよ。そうでしょう。必要でなければということであつたら、誰も議会でも賛成しないわけですよ。だから、その時のやっぱり為政者が必要でなくなったら造れば、これは課長はそういう答弁します。それはいいです。

そんな中で、次に、建設場所ですが、この優先問題、ここに他の官公署との関係等についてというのがあります。その中で、あそこに庁舎ができた。あそこで避難場所にしたと。本来であれば、やっぱり違うところに関連の、例えば消防とか、警察、病院、そこに庁舎、これがあるのが一番、指揮命令系統としてはいいんじゃないですか。何したって、前線にその基地がある所、どこにありますか。

それと、市の中心部の問題ですが、人口を中心にやったということですが、そうしたら飯岡、干潟、海上の端、これは旭市民じゃないということなんですかね。これだって、みんな旭市民でしょう。ちょっとその辺、なぜそれを中心にしたのか、普通だったらコンパスで円を描いて、そのコンパスの真ん中が起点じゃないんですか。

それからあと、駐車場の問題ですが、市長は駐車場、職員のために造らなくちゃ。何の根拠があるんですか。職員の駐車場にしたら、職員が毎日置いたら、そこ占有権できるんですよ。それが果たして住民の税金で賄っていいのかどうか。これはやっぱり市長は職員に対していい顔しなくちゃならないでしょうけれども、そうなった場合、文化の杜のどこに、どういう駐車場、やっぱり庁舎を造るであれば、そこまで計画するのが本当じゃないんですか。

それからあと、場所の決め方の問題ですが、今のやり方では、例えば道路を造ります、土地を決めてから計画を作る、ここに決めましたと計画をする。それと同じ、全く本末転倒なんですよ。その辺をお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今も4点ほどご質問がありました。

他の官公署と、いわゆる先ほどお答えした中で、地方自治法4条の2項の中で、交通事情、他の官公署との関係等ということでございました。今、議員おっしゃるように、警察、消防、これは密接な関係がございます。ただ、それ以外にも県の組織もございますし、それ以外の官公署ということもあります。その辺は確かにうまく連携がとれるような形をとっていければということが重要だと思います。

それと、中心部の件でございますけれども、当然干潟、海上、飯岡の市民の皆さんも全て旭市民でございます。ですから、その方たちをないがしろにしてということは全くありません。できるだけ交通の便でうまく集えるという大変なんですけれども、そこを歩いていった時に、人口中心か、もしくは全体の地理の中心になるんだと思います。実は、地理の中心も、ほぼサンモールのあの近辺になったと思います。ですから、それほど位置がずれているわけではないということで、具体的に人口中心から円を描きまして、その範囲の中でおさまっているところを現実に選んでいるということもありました。

それと、駐車場については、6月の議会でもさまざまな議論がございまして、確かに公共交通の発達していない市であったときに、職員は何らかの形で通勤しなければいけないということがあって、市長は駐車場は最低限必要でしょうというご回答をしてあると思います。

ただ、その駐車場も文化の杜公園に確保するというので全て申し上げているとは思って
おりませんで、その前段のやりとりの中から、今のところなのか、それから、それぞれその
税で造った駐車場をどう利用するという議論もありましたので、そのところもまだまだ議
論が必要なところだと思っています。全て全部、市が賄って与えるということでは、まだな
いということをご理解いただければなど。

あと、場所の決め方、本末転倒というお話がございました。ただ、少なくとも今規制があ
る中で、その規制が抜ける見込みが立たなければ、やはり正式に最終的な場所の決定とはな
らないと思っています。ですから、文化の杜というのは、今、県と協議しながら、少なくと
も減った分の公園はどうするのかという議論もございましたけれども、その中で、国・県も
だいぶ折れてきておまして、現実には7月21日なんですけれども、県の公園緑地課長、そ
れから県の計画課、現地を見に来ております。その中で、現地の状況を把握しながら協議
していきたいというようなことを申されておりましたので、その辺はこれからもう少し議論
をして、その中で最終的に決定するというところに行くんだと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 時間がないから、私もまだ質問し切れないので、また次に質問します
けれども、いずれにしても、市が許可申請すれば何でもありなんですよ。そんな中で、
最終議決は議会ということですから、その辺を踏まえた中で、もっと議会への説明をお願い
したいと思います。

それでは、次に、大きな3番目のインフラの道路の問題でございますが、先ほどの答弁で、
道路の償却資産、約255億円、そんな中で、維持費はここ直近で約2億円ということで、毎
年これを、48年、工事をしていくと約5億円かかるわけですよ。そんな中で、入野地先も金
がないから全面舗装なんかできなかったんじゃないかと思うわけですが、いずれにしても、
道路は我々住民にとっては一番の大事なインフラですから、それなりの予算を使って今
後やっていただきたいと思います。これは要望です。

それから、水道事業でございますが、先ほど答弁いただきましたら、旭市がこの辺では一
番高いわけですね。それで、19年から値上げしたことによって、15億円剰余金あるわけす
ね。その中で、この値上げしてから後、4億円しか工事していないんですよ。ですから、そ
ういう中で、ここでやはり近隣並みに値下げをする。それと同時に、やはりこれは命のイン
フラですから、旭市の水道人口は5万7,000人、下水道は6,500人、下水道は水道から見たら
約10分の1なんです。下水道、たった6,000人に4億円毎年繰り出している。それから見

たら、旭市、繰り出しをして、これだけの利用者があるわけですから、やっぱり水道料金を下げるのが本当と思うんですが、どういうふうを考えているのか。これは課長ではできないでしょうから、市長でも何でも。ただ、検討じゃなく答弁願います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 先ほど15億円あるということで、それに対して4億円使っているの
で残りがあるということだという質問がありましたけれども、実際には、純利益のほう、26
年度には例えば1億6,000万円余りあるんですけれども、それは資本的収入と資本的支出の
ほうの差額のほうに減災積立金という形でやっていますので、ですから差額がそのまま残っ
ているということじゃなくて、そういう意味から言ったら、留保資金が26年度末に8億
6,000万円余りあるという、そういうことですので、よろしく願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 明智市長。

○市長（明智忠直） 高橋議員から水道料金の値下げということでお話がありました。

このことについても、水道事業運営協議会、水道事業に関する委員会があるわけでありま
すけれども、その中でも議論がたびたびされているわけでありまして。この留保資金あるわけ
でありますけれども、今、高橋議員がおっしゃられましたように、老朽化が進んでいる、耐
震管が少ないというようなことの中で、それを徐々に整備をしていくというようなことの中
で、今留保資金はそれらに充てるというようなこともありまして、今、直接すぐ値下げをす
るということは考えられませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしましても、水道事業というのは、これは独占企業なんです
よ。そんな中で、経営努力もなく、こういう利益を出している。旭市のこの前の行革検討委
員会、何年かしたら基金を取り崩して生活費に充てなくちゃならない。銚子市と同じで、あ
えて貸し出しをするためにそんなに貯金積んでおく必要ないじゃないですか。

時間ないから、それで最後になります。

償却資産、先ほど答弁いただいたんですが、今後、交付税は減らされるわけですよ。そん
な中で、直近25年度、三十何億円、投資的経費を使っている。そういう中で8億円、自主財
源でやっている。これが今後、何年か後に、算定替えの交付税が減らされたら、今、交付税、
十七、八億円なんですよ。そのうち半分は中央病院に行っている。そうしたら、何も投資的
経費、これから道路でも何でもできなくなっちゃうんですよ。そんな中でどういうふうにか

えているのか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 確かに市が保有・整備した償却していくインフラ資産、これをそのまま維持更新していくためには、非常に多額の費用が必要であります。老朽化が進んだ施設が多いことを考えると、より多くの額が必要になるものという推計もあります。今後、ご指摘のとおり、地方交付税が減額され、財政的に厳しくなっていく状況を踏まえたと、今の状況を維持することは難しいのかなというふうに考えております。

そこで、人口減少等により公共施設等の利用需要、これが変化していく中、市の規模ですとか財政力に見合った施設の適正な保有量、これらを検討しながら、長期的な視点をもって公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担を軽減、平準化して、公共施設の適正な維持管理に努めていきたい、そのように考えております。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、職員のための市でなく、市民のための市にしていきたいと思えます。

それで、今回、ちょっと時間がなくて質問できなかったことは、次にやらせていただきたいと思えます。これで終わりにします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、3時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時35分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 伊 藤 保

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の一般質問を行います。

伊藤保議員、ご登壇願います。

（10番 伊藤 保 登壇）

○10番（伊藤 保） 10番議員、公明党、伊藤保です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問をいたします。早速質問をいたします。

今回、3項目6点を質問いたします。

1項目め、教育について2点ほど伺います。

近年、医学、心理学が発達し、教育現場ではさまざまな対応が必要とされています。文部科学省では、障害のある全ての幼児・児童・生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

この特別支援教育がどのようなものか、一般的に認知度がありません。私たちの義務教育の時代は特殊学級という一般的な呼び名でしたが、教育現場でも多種多様なニーズに応えなくてはなくなってきました。保護者にとって自分たちの子どもがやがて成長し、社会で自立していけるように願い、今の教育に期待を寄せていると思います。

1番目に、特別支援学級について、これまでの特殊学級と現在の特別支援学級の違いを伺います。

2点目に、旭市ではスクールカウンセラーを配置しておりますが、どのような役割を果たしているのか伺います。

次に、道路管理について2点ほど伺います。

震災の前と後で道路環境が変わったように感じられますが、市道、国道、県道の歩道などは毎年草が覆われていますが、この時期かなり草刈りの要望があると思います。市道は要望するとあまり間隔をあげないで草刈りを行ってくださいますが、県道、国道は草刈りが行われておりません。特に歩道のあるところでは、草が覆いかぶさり、歩行者の妨げになっております。市への国道、県道の草刈りの要望件数とその要望に対する県の回答はいただいているのか、また、市道の日常管理の経費は年間幾らぐらいかかっているのか伺います。

続いて、（2）の道路の安全管理について伺います。

1市3町が合併して10年になります。合併以前の各行政の事業政策の違いではないかと思われる地域間の違いがあります。飯岡、海上地域の危ないと思われる道路脇の用水路は転落防止の対策が施されておりますが、干潟地区を歩いてみると、特に古城坂下の信号から匝瑳市の飯塚における鏑木集落を通る用水路はカーブも多く、西へ行くほど水路は深くなっており、水路より市道が20センチから30センチ高く、路肩は斜めにカットし、傾斜がついております。

もう1か所は、鏑木と萬力の境の東西に流れる用水路ですが、市道の幅も少なく、水路も

幅と深さがあり、車などが来たときによけて落ちる危険性があります。干潟地域には水路はたくさんありますが、特にこの水路は歩いて危険だと感じました。

市は、このような水路の安全対策はとらないのか伺います。

次に、3項目め、環境整備について2点伺います。

1点目、ごみの収集について伺います。

今後5年から10年後、人口が高齢化し、ひとり暮らし、また高齢者だけの世帯が増加して、ごみの集積場所へ運ぶことが困難になってきます。現在のごみ収集はどのように行われているか、またいつごろ現在のシステムになったのか、経緯について伺います。

2点目、側溝清掃について。

現在、側溝清掃は主に区や組が中心になって行い、上げた汚泥は市で回収になっていますが、現在のシステムができ上がったのはいつごろなのか伺います。

以上、1回目の質問を終わります。なお、再質問は自席で行いますので、分かりやすく簡潔な答弁をお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 学校教育についての（1）特別支援学級についてお答えいたします。

ご質問の以前の特殊学級と現在の特別支援学級の違いでございますが、その前提となる特別支援教育についてご説明をいたします。

国は、平成19年4月に学校教育法を改正し、これまで知的障害や情緒障害といった障害の種別や程度に応じて特殊学級などの特別な場で指導を行う特殊教育から、障害のある児童一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換を図りました。

特別支援教育とはこのような、それまでの特殊教育の対象であった児童・生徒に加えて、一つ目は、LDと呼ばれ、書く、計算するといった特定なものの習得に著しい困難を示す学習障害、二つ目は、ADHDと呼ばれ、多動性、不注意、衝動性を症状とする注意欠陥多動性障害、三つ目は、社会性、コミュニケーション、こだわり等の行動面に障害を持つ高機能自閉症などの障害も対象としています。

このような、いずれも通常の学級に在籍し、基本的には知的に遅れを伴わない発達障害も含め、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを

把握して、特別支援学級や通常の学級、通級指導教室などのさまざまな場において生活や学習上の困難を改善、克服するために必要な支援を行うものでございます。

続きまして、スクールカウンセラーの役割についてお答えをいたします。

児童・生徒に対する相談、助言のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員や児童・生徒、保護者への講話、事件・事故発生時の緊急対応における被害児童・生徒の心のケアなど多岐にわたっておりまして、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしているところでございます。

このような多様な役割と期待に加えて、スクールカウンセラーについては、学校外のいわば外部性を持った専門家としての活躍が期待されています。教員とは別の立場の異なる人間関係で相談することができるため、スクールカウンセラーならば心を許して相談できるといったケースもございます。

このスクールカウンセラーの外部性は、教育の専門性を持っている教員とは異なり、臨床心理の専門性を生かすことができるという点で意義がございまして、教員と連携して児童・生徒の自己実現を助ける役割を果たしているところでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは2番、道路管理について、最初の道路環境整備、この中身について3点ほどのご質問であったと思います。

まず初めに、市に連絡が来る国県道の草刈り要望件数ということでございましたが、これは草刈りに限らず、年間での部分、それと今年度の状況をご回答させていただきます。

平成26年度中に建設課に寄せられた要望件数1,271件ございました。そのうち千葉県に要望として連絡したものが86件ほどございました。

平成27年度につきましては、現在のところ総要望件数が533件、うち44件を千葉県のほうへ要望しております。

それと2番目ですが、要望に対する回答はいただけるのかということのお尋ねです。

県からは、口頭ではありますが、要望のほうの回答をいただいております。また現在、海匠土木事務所のほうには市から派遣した職員がおりますので、すぐにその辺の回答はいただいております。

それと三つ目でございますが、日常管理の経費ということですが。

道路の日常管理につきましては、住民の皆様から寄せられる道路の補修等の通報や要望に

対しまして作業員等で対応しております。その人件費及びその経費として平成26年度に支出した金額は6,350万円でございます。また、道路の維持管理費として工事発注等により支出した費用を含めると、予算科目、道路維持費の金額となり、その総額が1億6,915万1,000円になってございます。

それと2番目の道路の安全管理についてということでございます。

確かに議員ご指摘の箇木、萬力両地先道路脇にある水路、これにつきましては、ところどころ視線誘導標なるものがあつたりしますけれども、いわゆるガードパイプ、ガードレール等の柵は現在ございません。

これにつきましては、防護策の設置ということに関しましてですけれども、市のほうは毎年200メートルから1キロメートル程度の工事を実施しております。当然ながらこの事業は、交通安全施設の予算から発注しております、道路照明、防護策、道路標識、区画線、視線誘導標あるいは道路反射鏡等の事業と同一の予算内で実施しております。この中の施設につきましては、どれをとりましたも交通安全上、欠かせない施設と認識しております。各地区からの要望や事故等の対応等、限られた予算の中で対応しておりますが、交通事故防止を最優先に優先順位をつけて実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは3項目め、環境整備についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、（1）のごみ収集の現状はどのようになっているか、また現在のシステムになった時期と経緯についてお答えをさせていただきます。

旭市内にはごみステーションが約1,300か所あり、設置、管理については地元の区や自治会などが行っております。また、ごみステーションに出されたごみの収集につきましては、市内を四つのコースに分けて業者委託により実施しているところでございます。

なお、現在のごみステーション方式による収集につきましては、昭和48年4月から始まっているもので、一般廃棄物を適正に処理するため、ごみ収集の効率化を図ったものでございます。

続きまして、（2）の側溝清掃について、現在のシステムに至った経緯と時期についてお答えをいたします。

側溝清掃につきましては、市が管理しております側溝等へ生活排水が流入している部分に

ついて、地元から事前に提出していただいております道路側溝清掃計画書に基づき、回収の日程が重複しないよう調整を図りながら地元との協同作業で実施しているところでございます。

作業方法につきましては地元の方々に泥上げを実施していただき、上げていただいた汚泥につきましては、市が委託している収集運搬業者及び環境課において回収をしております。委託業者につきましては、汚泥量の多い箇所回収と地元の方々では難しい大型水路の清掃を実施しております。また、回収した汚泥の処分につきましては、専門の業者へ搬入しまして適正に処理しているところでございます。

なお、現在のシステムに至った経緯と時期でございますが、側溝清掃の効率化及び汚泥を適正に処理するため、平成17年7月の合併時から実施しております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、学校教育についての特別支援学級についてですけれども、この特別支援学級とそれから以前の特殊学級の違い、その辺のところもちょっと伺いたいなど、このように思います。

それと、小・中学校のクラスに、20校ありますけれども、教室の数と専門の教員数、何名ぐらいいるのか、学校別に分かれば教えていただきたいのですが。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、特殊学級と特別支援学級でございますが、基本的に教育に対する考え方が違うものでございまして、実態としてそう大きく変わるというようなものではございません。

それから、市内の特別支援学級の状況でございますけれども、各校別というご質問でございましょうか。

（発言する人あり）

○学校教育課長（石見孝男） 学級数でよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○学校教育課長（石見孝男） それでは、中央小から順番に申し上げます。

障害別に申し上げますと、中央小学校、知的が2学級、自閉症・情緒が1学級、言語学級が3学級、病弱・虚弱が1学級でございます。5月1日現在では在籍児童はございません。

これは中央病院内に設置されているものでございます。

琴田小学校、学級数、知的が1、自閉症・情緒が1でございます。

干潟小学校、知的が学級数1、自閉症・情緒が1です。それから言語につきましても1。

それから……

(発言する人あり)

○学校教育課長(石見孝男) それでは、まとめてご説明させていただきます。

5月1日現在になりますが、市内小・中学校20校の特別支援学級の設置状況でございますが、障害の種別は五つございます。合わせて51学級、そして通級指導教室は6校に6教室設置されておりまして、282名の児童・生徒が指導を受けているところでございます。

内訳でございますが、知的障害特別支援学級につきましては、全ての小・中学校に設置され、23学級で児童・生徒は90名、自閉症・情緒障害特別支援学級は19校に設置され、20学級で児童・生徒数は63名、言語障害特別支援学級及び通級指導教室につきましては5校に設置され8学級、児童数は101名でございます。難聴特別支援学級は1校に設置され1学級、生徒数は1名です。病弱・身体虚弱特別支援学校、これは先ほど申し上げました中央病院内に設置されておりますが、学校としては2校に設置されておりまして、5月1日現在で在籍児童・生徒はおりません。学習障害・注意欠陥多動性障害対象の通級指導教室は3校に設置され3教室で27名の児童・生徒が指導を受けているところでございます。

以上です。

○議長(景山岩三郎) 伊藤保議員。

○10番(伊藤 保) この学級、かなりあるんですけれども、これ障害別にいわゆる専門の教師がつくという形でいいのかどうか、それを伺います。

○議長(景山岩三郎) 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(石見孝男) それぞれの学級にそれぞれ学級担任がおりますので、ついております。

○議長(景山岩三郎) 伊藤保議員。

○10番(伊藤 保) 例えば障害のある子どもたちが通常学級で授業を受けるときに、1人で受けさせるのか、それとも誰か補助員と一緒にするのか、その辺のところもお答え願いたいと思います。

○議長(景山岩三郎) 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 障害のある児童・生徒につきましては、一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、通常の学級における教育課程や指導計画を踏まえまして、一人ひとりの教育的ニーズに対応して指導目標や指導内容、方法をより具体化した個別の指導計画を作成することとしています。

この計画に基づきまして、例えば国語や算数については特別支援学級で学習し、他の教科は通常の学級で学習するといった形態ですとか、あるいは発音や言葉のリズムを習得するために週のうち数時間を言葉の教室で学習するといった形態など、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた交流及び共同学習に取り組んでいるところでございます。

このような学習に当たりましては、主として通常学級の担任による指導に加えまして、通常学級の担任と特別支援学級の担任が協力して行う指導ですとか、あるいは市が配置しました教員補助員による個別支援を取り入れた指導など校内体制を整備しまして、さまざまな形態に取り組んでいますために、ご質問のように全ての時間について特別支援学級の担任が付き添うことは難しいといった状況でございます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 次の質問に移らせていただきます。

スクールカウンセラー、旭市ではこういった障害を持つ子どもたち、それからスクールカウンセラーの配置というのは県下でもかなり進んでいるほうだと思いますけれども、スクールカウンセラーの訪問、何人ぐらいいるのか。それと訪問の件数を伺いたいですけれども。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 旭市の小・中学校へのスクールカウンセラーの配置状況についてお答えいたします。

各小・中学校へ配置しているスクールカウンセラーは、現在市内6名でございます。各小・中学校へ巡回しましてカウンセリング業務を行っているところです。

スクールカウンセラーの配置につきましては、三つの事業を活用しております。一つは千葉県スクールカウンセラー等配置事業、そして旭市で行っている小学校スクールカウンセラー配置事業、そして国の補助事業でございます緊急スクールカウンセラー等配置事業、この三つの事業を活用して配置をしているところです。

この三つの事業で市内各校にスクールカウンセラーを配置していますが、中学校へは月に

約4回程度配置しまして、大規模校である第二中学校へは月に7回程度の配置となっております。また、小学校へは月に約1回程度配置しまして、大規模校である中央小学校は県からの配置がございまして月に2回程度となっているところです。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 6名というところちょっと少ないような気がします。生き生きした子どもを育てる相談体制づくりという文科省からの資料を見ると、各学校におけるスクールカウンセラーの派遣が週1回となっている現状では、継続的な相談効果や校内の一体的・組織的な相談体制の確保は困難であり、何よりスクールカウンセラーを待つ児童・生徒の心にしっかりと応えていくことが困難であるということが書いてあるんですね。このため、可能な限り、週当たりの相談時間の増加や相談日数の増加について検討する必要があると、こういうふうに書かれているわけですね。

ですので、もう少し人数を増やしていただけないかなというふうに思うんですね。その辺のところは課長さんのほうで増やすということは言えないでしょうけれども、ぜひ増やしていただきたいと思うんですね。よろしくお願いします。

次の質問に移らせていただきます。

次の道路管理について最質問をさせていただきます。

国道、県道というのは、旭市のいわゆるメインストリートみたいなものだと考えておりますが、これは県が当然管理していると思えますけれども、森田県知事は観光立国千葉をスローガンに掲げておりますが、歩道に草が生い茂っていたら、ちょっと寄ってみようという気にはなれないと思うんですね。

もう一つは、草が生い茂っていることで、生徒たちに限らず、突然車道に出てきて事故の心配があるわけです。県は、年間の草刈りは何回ぐらい行う予定なのか。また、維持管理費の予算というのはこの地域ではどのぐらいあるのかお聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 草刈りの回数、それとこれは聞き取りの中といたしますか、海匠土木事務所のほうへ問い合わせをした回答でございますので、そのまま読ませていただきます。

国・県における草刈りの回数については決められていないということです。また、限りある予算に応じて必要な箇所を草刈りを実施しているという回答でございました。

また、維持管理費としましては、日常管理、道路除草、側溝清掃等があり、その予算は海

匠土木事務所で約6,000万円、これは27年度当初予算というような回答を得ております。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 6,000万円、匠瑛市と旭市なんですけれども、非常に旭市よりも少ないような気がしますけれども、これは旭市に限らず、雑草の草刈りというのは毎年の課題だと思うんですね。アスファルトの隙間などをなくして、県は秋口になってからよく刈りますが、種が落ちてしまっただけでは何もならないわけなんですけれどもね、年2回ぐらいできるような方向でお話をさせていただきたいし、また我々もそのような話をしますけれども、ぜひ市からもそういうことを言っていただきたいと思います。

草が出ないように、これは永遠の問題ですので、草が出ないようにすることはできないのかどうか、何か方法があればお答えいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 年2回は最低でもというご質問だったんですけれども、我々としても、県道だから、国道だからということではなくて、市民の方から要望があった時点でなるべく定期的な草刈りをお願いできないかということで要望しております。予算の都合ということでの回答でしかございませんけれども、なるべく今ここが危ないよとか、そういうことを逐一連絡させていただいております。

それとまた、草が出ないようにすることはできないか。単純に考えればこれは可能とは思いますが。我々としても、草が出ないようにすることができれば維持管理費用も削減できますので助かるということなんですけれども、今までにとった対策としましては、雑草が繁茂することで通行に支障の出る場所においては、草の出る路肩部をアスファルト舗装あるいはコンクリートで覆うことなど、場所に応じさまざまなことを対応してまいりました。工事を伴うことに関しましては、管理延長が約1,100キロということで長うございます。これによって全ての道路に実施するということはちょっと不可能ということとっております。

また、除草剤で対応している市町村もあります。旭市においても、場所によっては除草剤を使用している箇所もございますが、いかんせん、農地の脇や民家の近くということでございますので、なかなかこれを日常的に使うということが難しい現状でございます。雑草が繁茂してからの人海戦術での除草作業、これが主な作業となっております。

また、タイミングを見計らいまして、除草剤をまける場所がございましたら、刈ったしりからの除草剤散布というような対応も今後またやっていきたいと思っておりますので、よろしくお

願います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ県に対しては、非常に通学する児童が、雑草が繁茂すると、生い茂ってくると、風とか雨の日になるとズボンが濡れてびしゃびしゃになってしまうということで、どうしても車道を通るといふふうなお話を聞いております。ですので、県に対してはもう少し予算をこちらのほうに持ってくるようなお話をさせていただきたいなというふうに思っています。

次の質問に移ります。

道路の安全管理についてですけれども、鐺木地区の水路については、県道74号線、上に通る県道があるんですけれども、そこに上がる道も途中にありまして、また広域農道と交わるため比較的交通量があります。実際にこの水路に落ちて死者も過去に出ているわけですので、早目の対策をとっていただきたいなど、このように思います。

また、萬力地先の集落の用水路も、自転車に乗った生徒たちが前から広がってきたため、避けようとした高齢者が水路に落ちて骨折して、その後、杖を使って不自由な生活を送っている実態があります。自分の不注意が原因だと言われればそうかもしれませんが、転落防止があれば落ちないで骨折は免れたのかなというふうな思いもしますので、早目の対策をお願いいたします。これは要望ですので、よろしく願います。

次に、ごみの収集について伺います。

今後の対策としてどういうふうに考えているのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、今後の対策ということでございますが、これは高齢化による対策ということでよろしいでしょうか。

それでは、高齢化によりごみ出しに困っている市民の対策としては、環境課のほうとしては戸別収集の実施や、ごみステーションの移設や増設することにより困っている市民の近くに設置することなどが考えられますが、戸別収集につきましては、費用の面から実施することは難しいと考えております。また、ごみステーションを設置する場合には、管理者を決めさせていただきまして、地元の区や自治会などに申請をしていただくこととなり、おおむね10世帯以上が利用することを原則としておりますが、利用世帯については地域での諸事情等を考慮しまして柔軟に対応してまいりたいと考えております。

環境課からは以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 私からは、介護認定のされた高齢者のごみ出しの現状についてお答えいたします。

介護保険法では、要介護または要支援と認定されますと、ホームヘルパーによるごみ出しが可能な訪問介護サービスが受けられることから、現在それで皆さん対応されているものと考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） これは、介護度によっては活用できない人も出てくると思うんですね。今後、先ほどもお話ししたとおり5年、10年先になってくると、かなり高齢者が増えてきます。私のところにも話がありましたけれども、実際に今はまだ健常でありますので、ごみステーションまで持っていけるんだけれども、だんだん歩くのが困難になってきたときに、自宅まで収集できないだろうかという相談がありました、実際に。

そういうことを考えると、介護度によっていわゆるごみを出せない状況に陥ったときのことを考えると、これから先の5年、10年先を考えると、何かしら方法をこれから、今から考えていかなければならないんじゃないかなと、このように思います。

次の質問に入らせていただきます。

やはり同じように、高齢化社会に対しての対応ということでございます。地域はどんどん核家族化して、年を重ねた人たちが増えてきます。そうすると、ふたとかそういったものが非常に難しいという話もあります。また、人数も減ってきております。これから先のことをやはり考えると、何か方法を考えておられるのか、その辺のところをお聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、側溝清掃等に対する高齢者等への対応ということでお答えさせていただきます。

高齢者への対応につきましては、市では地元等の協働作業を原則として側溝清掃を実施させていただいております。しかしながら、高齢化に伴いまして協働作業での実施が難しい地区につきましては、議員からお話がありましたように、ふたのあけ閉めや泥上げはちょっと難しいと思いますので、それ以外の部分でご協力をいただきながら、地区の実情に合わせた

協働作業として、作業内容の調整を図りながら実施していけばと、そういうふうを考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 意外と今のシステムをまたずっと引き続けているような感じでありまして、腰の曲がった方がくわとかスコップを持って歩くというのは非常に厳しいと思うんですね。ですから、出たくなくなるというような、そういうことがあります。

ですので、今後、高齢化社会に対してのやはり何かしら違ったシステムを考えていかなければならない時期に来ているのかなというふうに思います。これはすぐにというわけではありませんが、近い将来、必ずそういう時期が来ると思いますので、その辺のところは考えていただいて、要望としてお願いしたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

◇ 太 田 将 範

○議長（景山岩三郎） 続いて、太田将範議員、ご登壇願います。

（9番 太田将範 登壇）

○9番（太田将範） 議席ナンバー9番、日本共産党、太田将範でございます。ただいまより一般質問を行います。

1番目の大きな中身としまして、マイナンバー制度について一般質問いたします。

マイナンバーは、税金と社会保障、災害の3分野から始まり、官民のさまざまな分野に利用が拡大していくとなっております。マイナンバーとは何かという回答とともに、来月の5日からもう事務的な手続きが始まってきますけれども、準備状況や来年の3月に向けてのスケジュールについてご回答をお願いいたします。

小さな2番目としまして、利便性とリスクについて。

役所にとっては大変利便性が高い、そう思いますけれども、市民にとってみると利便性はあまりなさそうなんです。例えばキャッシュカードの不正な取得や偽造、成り済まし犯罪の危険について回答してください。

（3）としまして、市民の負担について。

マイナンバー導入のための経費の総額はおよそ3,400億円もかかるそうです。これは税金

を通じて国民の方にかかってきます。これらの費用だけではおさまらず、広範な市民に負担がかかっています。これらの費用について予想される中身について説明してください。

2番目としまして、社会保険制度について一般質問いたします。

ちょっと長くなりますけれども、日本年金機構による社会保険適用の強化について質問します。全ての法人は社会保険の加入義務があり、個人も50人以上雇用している場合、加入義務が生じます。しかしながら、法人の役員とその従業員は、保険料の高い社会保険に加入せず国民健康保険に加入している事例が大変多く見られます。

今こうした人たちのところに社会保険の加入が押し付けられています。社会保険未加入者は公共工事の現場に入れるなどか、ハローワークで求人の申し込みは行わない、あるいは建設許可申請の際に加入を指導する、こういったさまざまな形での手段で加入を押し付けられております。今回8月末までに加入せよと、日本年金機構より通知が来ております。摘発した場合、2年間の保険料を払ってもらうなど、高圧的な文書が届いております。こういった状況を行政当局のほうで認識しているのかどうかご回答をお願いいたします。

次に、旭市内の事業者は零細な事業者が多くて、外食産業や派遣労働、建築土木、フランチャイズやサービス業は社会保険の負担に耐えられず廃業する事業者が続出するのではないかと心配されています。こうした状況の認識があるのかどうかお聞きします。現在そういう形で社会保険への適用が加速度的に進んできております。

次に、公契約について。

市の発注する契約について、社会保険料が単価に織り込まれているのかどうか説明を求めます。特に建設単価につきましては、国土交通省のほうから織り込むように指導が入ってきていると思いますけれども、現状について認識がどうなっているか報告してください。

次に、(4)番目としまして、国民健康保険への影響について。

国民健康保険の世帯主の職業は、後期高齢者を含めると全体の半数以上が職業なしの世帯です。雇われ人といいますか、先ほどから言っております法人の役員とか、そこで勤めている従業員という方々はだいたい3割強ぐらいの方々が国民健康保険に入っております。本来、今まで多かった農林水産業の方々というのは1割前後という形になっております。

現在国保に加入しております雇われている方々が社会保険に移行するとなりますと、1割の農林水産業の方々が5割、6割の収入のない方、無業者の方々を支えるという制度になってしまいます。これでは国民健康保険制度そのものがもたなくなるのではないかと心配されております。こういった状況が加速度的に進むということになっておりますので、この辺の

状況についての認識があるのかどうかお聞きしたいと思います。

そして最後に、5番目としましては、国と県への要請について、これは市長にお願いしたいんですけども、次のことを国とか県に求めてください。

経営基盤の弱い中小零細業者の加入する社会保険の保険料を軽減してください。また、国民健康保険への県・国の支出金の増額をお願いしてください。

次に、介護保険について一般質問いたします。

介護保険制度が始まって15年ほど経過しましたがけれども、この間の保険料の推移について説明をお願いいたします。

旭市は千葉県内でも安いほうとは思いますが、住民税非課税世帯からの年金より特別徴収されておりますので負担感は高いというふうに思います。今後の保険料の予測をお願いいたします。

(2)番目としまして、高い保険料を軽減し低所得者対策を法制化されました。ところが、現在、消費税の増税ができなかったということを理由にしてこの軽減をやっておりません。この軽減についてどのようなことが内容として盛り込まれているのか説明をお願いいたします。

(3)といたしまして、介護事業所や施設に支払われる報酬が2015年4月に改正になったが、その内容について回答をお願いいたします。

大きな4番目として、市営住宅の家賃の減免について。

27年第1回定例議会後、市営住宅家賃の減免について、制度の説明や申請を受け付けを始めたと聞いております。どのような施策が行われたのか説明を求めます。その結果、減免される世帯数や所得情報について、行政がつかんだ情報について、報告できるものは報告をお願いいたします。

5番目としまして、小・中学校の教室にエアコンの設置を求めます。

今年の夏も大変な猛暑でした。今やエアコンのない生活は考えられません。学校の現場でも、暑さで勉強に集中できず授業が成立しないなどの弊害が生じております。とにかく暑さは半端でなく、室内にいても熱中症にかかり病院に搬送される事態も生じております。夏の暑さや冬の寒さを防ぎ、教育の環境を整えることが急務になっております。このことにより集中力が増し、ひいては学力向上につながります。

千葉県内では、エアコンを設置する自治体が増えております。また、市長選挙、市議会議員選挙の中でも政治の一つの焦点になっております。計画的に導入を進めるべきだと思いま

すが、回答を求めます。

1回目の質問はこれで終わります。次からの質問は自席で行いますのでよろしくお願いたします。

○議長（景山岩三郎） 一般質問は途中ですが、午後4時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時24分

再開 午後 4時35分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 太田議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから社会保険制度について、国・県への要請についてということでお答えをしたいと思います。

国民健康保険制度への財政支援につきましては、実際の財政にとりまして非常に重要なこととあります。毎年、全国市長会において、要望しているところであり、今年の6月30日に国庫負担割合の引き上げについて要望しているところとあります。さらには、議員からお話がありましたように、中小企業への支援、県の支出金を増やしてほしいと、そういったことにつきましても、今後、県の市長会等の状況を見ながら要望していきたいと考えておるところとあります。よろしくお願いたします。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課からは1番のマイナンバー制、この（1）から（3）までお答え申し上げます。

まず、適用範囲等ということで、何か、それから3月までのスケジュールというような話がございました。

最初に、制度の概要を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これに基づきまして、住民票を有する全ての人にそれぞれ1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策

の分野で効率的に情報管理いたしまして、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うために活用されるものでございます。

法の理念といたしまして、行政運営の効率化及び国民の利便性の向上、それから給付と負担の適切な関係の維持、同一の内容の情報の提出を求めることを避ける、それから国民の負担の軽減を図る、個人情報法令に求められた範囲を超えて利用され、または漏えいすることがないように、その管理の適正を確保するという、この四つが定められているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、今年10月以降、住民票を有する全ての方に、12桁のマイナンバーと基本4情報が記載された通知カードが郵送されます。その後、28年1月から希望される方に個人番号カードを交付いたします。個人番号カードは、マイナンバーと基本4情報が記載された顔写真付きのICカードとなりまして、初回の発行手数料は無料となっております。

これまでに広報、それからホームページで制度の概要をお知らせしてまいりましたが、引き続き周知をしてまいりたいと予定でございます。

次に、(2)の利便性とリスクということでございます。

マイナンバー制度の効果といたしまして、申請時の添付書類の削減、それから行政手続きの簡素化がなされまして、市民の負担が軽減されます。所得把握の正確性が図れる等のメリットもありますが、個人情報の保護についての不安、それから懸念が存在していることはあるかと思えます。

こういったことの対応策ということで、具体的には、一元管理ではなくて、従来どおりそれぞれの機関で分散管理すること、それから利用範囲、情報連携の範囲は法律及び条例に限定的に規定すること、それから適切なアクセス制御、それから通信の暗号化、成り済まし防止のための本人確認措置の徹底などを図ることとしています。

ただ、過去の事例で、システムや制度上の問題点ではなくて、人的な問題で情報漏れが起きておるといことも事実でございます、そのリスクが一つ挙げられるのかと思えます。それを防ぐためには、厳しい罰則を設けていること、それからあと、旭市におきましては、庁内研修を進めまして、セキュリティー意識のさらなる向上を図っているところでございます。

次に、(3)の市民の負担ということでございました。

予想される中身というようなお話もございましたが、来年の1月1日以降、税の手続きや

年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きでマイナンバーの利用が開始されますので、まず、事業主にマイナンバーを届け出いただく必要がある、これは市民のご負担になるのかなということになります。例えば源泉徴収票の作成であるとか、雇用保険被保険者資格取得届の作成等でマイナンバーを記載するようになります。

あと、事業者におきましては、マイナンバーを含めた個人情報の漏えい、紛失等の対策で、安全管理措置が必要となります。ただ、国におきまして、昨年の12月に特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン、これは事業者編というのがございまして、従業員数100人未満の中小規模事業者につきましては、事務で取り扱う個人番号の数量が少なく、また、特定個人情報等を取り扱う従業者が限定的であること等から、特例的な対応方法が示されているところでございます。

あと例えば組織的、人的安全管理措置等では、取扱責任者や事務取扱担当者など、担当を明確にしていく必要があります。それから物理的、技術的安全管理措置では、機器の用意、それから書類廃棄の準備ができるようにすること、鍵付きの棚の用意、それからウイルス対策ソフトの導入、アクセスパスワードの設定等、事業内容や規模に合わせた対応が求められている、そのような状況でございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは2項目めの社会保険制度についての1点目、日本年金機構の社会保険適用の強化について、2点目の地場産業やサービス業等への影響についてお答えします。

この2点につきましては、関連性がございますので、併せて回答させていただきます。

太田議員の質問にもございましたが、社会保険制度につきましては、厚生年金法や健康保険法の規定により、全ての法人事業所や常時5人以上の従業員を雇用する個人事業所は、社会保険制度に加入が義務付けられております。最近では、社会保険適用の厳格化が進み、年金事務所が社会保険調査を行っているという聞いております。

ただいまの質問につきまして、旭市商工会へ照会したところ、会員1,600名の中で経営指導や相談に対応した事業所約300件に対し、法令を遵守するよう指導しており、社会保険制度への加入については適正に処理されていると聞いております。このため、適用強化に対する対策や経営内容への影響についての問い合わせや相談は、現在のところないという報告を受けております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、社会保険制度についての公契約について、それから、市営住宅の家賃減免についてお答えいたします。

初めに、公契約制度についてですが、市の公契約のうち、公共工事の契約についてお答えいたします。

公共工事の設計労務単価については、平成25年4月、それから平成26年2月、平成27年2月の計3回にわたり、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう、社会保険料の本人負担分相当額を反映し、改定が行われております。

市といたしましては、最新の労務単価を採用しておりますので、社会保険加入に必要な金額が含まれた労務単価で契約が結ばれていると考えております。

続いて、市営住宅の家賃ですが、市営住宅の家賃について、銚子市で起きた事件の反省から、減免制度を広く積極的に周知するため、本年6月に市営住宅全戸に減免制度のお知らせのチラシを配布いたしました。その後、入居者の方から自主的な減免申請が2件ありました。さらに、減免制度に該当する可能性があるのに申請をしていない方に減免申請を促すため、収入申告の内容調査によりまして、該当者の抽出作業を行いました。8月に家賃を滞納している、納められないでいる方々の該当者の抽出を行いまして、減免申請をするよう通知をいたしました。11人に通知して、そのうち6人が申請済みであります。家賃の滞納者以外の方々についても、所得状況の調査を行い、減免に該当する可能性のある方には、申請を促していきたいと考えております。また、通知をしても申請のない方や収入申告をしていない方には、折を見て再通知、電話催告、戸別訪問等をしていきたいと考えております。

なお、減免の申請の際は、その所得状況等を鑑み、公共の公的扶助の対応を視野に入れ、福祉部門との連携も図っているところであります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） それでは、保険年金課より、2番の社会保険制度のうち、4番、国民健康保険への影響についてお答えいたします。

旭市の国民健康保険の職業別の構成ということで、平成26年9月30日現在の世帯主の割合でお答えいたします。

農林水産業7.3%、その他自営業11.5%、被用者34.2%、無職40.3%、その他不詳6.7%と

なっております。

なお、このうち、国保に加入している法人事業主や役員の方の所得の情報等は把握しておりませんので、国民健康保険にどのような影響を及ぼすかは一概に推しはかることはできないと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 高齢者福祉課からは、3の介護保険行政についてお答えいたします。

初めに、（1）の介護保険料の現状と推移についてお答えいたします。

65歳以上の第1号被保険者の保険料は、介護保険法が施行されました平成12年より、3年ごとに計画を策定し、改正されております。

合併後の旭市の保険料を基準額で申し上げますと、第2期計画期間の平成17年度が月額2,618円、第3期計画期間の平成18年度から20年度までが月額2,950円、第4期計画期間の21年度が3,204円、22年度が3,252円、23年度が3,300円、第5期計画期間の24年度から26年度までが4,300円、第6期計画期間の27年度から29年度までは月額4,500円となっております。

保険料が増額している理由といたしましては、平成17年度の要介護認定者数1,723人に対しまして、平成27年度当初の要介護認定者数は2,797人となっております。要介護認定者数の増加に伴い、介護保険給付費も年々増加していることが挙げられ、これは今後も上昇していくものと思われまます。

続きまして、（2）の介護保険料の法定減免についてお答えいたします。

平成27年4月から介護保険法の改正により、消費税を財源としまして、低所得者の保険料が軽減されております。対象者は65歳以上の第1号被保険者のうち、生活保護者及び老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税者で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方となっております。旭市では軽減前の保険料が基準額年額5万4,000円の50%で、年額2万7,000円に対しまして、軽減後は45%の年額2万4,300円で、1割の減額となっております。

なお、平成29年4月に消費税が10%に引き上げられた場合には、軽減対象者を世帯全員が市民税非課税者の方全員まで拡大され、本人の収入に対して3段階に分けて減額され、最大で4割の減額で、年額1万6,200円となる見込みであります。

続きまして、介護報酬の切り下げについてお答えいたします。

平成27年度の介護報酬の改定は、平成37年度に団塊の世代が75歳以上となり、要介護者が増加していくことも視野に入れられまして、中度以上の要介護者や認知症高齢者への対応のさらなる強化及び介護人材確保対策の推進、サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築といった考え方にに基づき行われました。

これらとともに、賃金と物価の状況、介護事業者の経営状況等を踏まえた介護報酬の改定率は、全体でマイナス2.27%となりました。具体的には訪問介護の身体介護が中心の場合には3.6%の減、生活援助が中心の場合では4.2%の減、通所介護の通常型で4%の減、介護予防通所介護では20.3%の減、介護老人福祉施設の多床室入所では6%の減となっております。一方、介護職員処遇改善加算や認知症加算等の介護報酬が増額となっているところもございます。

ここで、介護報酬が切り下げられた代表的な例を申し上げます。

例えば、要支援2の方がデイ・サービスを受けた場合、今年3月までは1か月当たりの個人負担が4,870円でしたが、今年の4月からは3,715円と2割以上介護報酬が引き下げられました。利用者にとりましてはこれは安くなりましたが、事業所にとりましては収入減となるものであります。ただし、その辺のところは、営業の改善に向け、報酬加算ができるサービスを見つけて、サービスの質を高めていくように心がけていくということを聞いております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 私のほうから5項目めの教育環境の整備について、（1）小・中学校の教室にエアコンの設置を求めるについてお答えいたします。

学校の暑さ対策としては、平成24年度から天井型扇風機等を小・中学校の全普通教室に設置し効果が出ておりますが、議員ご指摘のエアコンの設置につきましては、有効な方法であることは認識しております。

しかしながら、市内小・中学校全ての普通教室へのエアコン設置には多額の費用が必要となり、現在の国庫補助制度を活用しても相当の負担が必要となります。老朽化が進む学校施設の改修工事を優先的に進めている現時点では、設置計画は立てておりません。さらに、設置後に、長期的に必要な電気代、修理費等のランニングコストについても大きな課題となります。

学校施設の整備といたしましては、第一中学校の老朽化に伴う大規模改造工事や東日本大震災で問題になった体育館の天井の非構造部材の撤去など、児童・生徒の安心・安全に係る

施設整備を優先的に、計画的な整備を進めてまいりたいと考えております。

また、旭市の夏の気候条件は、東京や千葉市などの都市部と比較しますと、それほど厳しくはなく、30度以上の真夏日の日数も少なく、35度以上の猛暑日はありません。そして、小・中学校には夏休みもあり、学校で過ごす夏日や真夏日の日数も限られる状況ですので、当面は扇風機での対応を考えております。

なお、冬の寒さ対策については、ファンヒーターなどの暖房器具を全ての教室に設置してあります。

しかし、今後も気温上昇が心配されますので、財政状況等も勘案しながら、慎重に検討したいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田将範） では、1番目のマイナンバー制度について、この場で質問を行います。

10月5日以降、全国一斉に番号通知カードが書留で送られることになっていると思うんですけども、これが郵便局のほうで配り切れるかどうか心配だという声が出ています。と申しますのは、書留ですので、本人確認をしながら受領印をいただかなければいけないということになりますので、非常に手間暇がかかるということになると思います。ですから、こういった形での対応が市のほうでできているのかどうか。

それともう1点は、J-LISという地方公共団体情報システム機構というところが発送することになっているらしいんですけども、この辺の発送の状況とか準備状況、こちらのほうでつかんでいるのかどうか、ご回答をいただきたいと思います。

◎会議時間の延長

○議長（景山岩三郎） ここでおはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。よろしく願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） マイナンバー制度に係ります通知カードの送付、それにつきましてご回答いたします。

マイナンバー制度が始まりますと、10月5日以降から通知カードが全国民の世帯に配布されます。その配布につきましては、郵便局の簡易書留を行って配布されることになっております。ただ、こちらのほうで郵便局にこれを配布できるのかといったような確認はとっておりませんので、ただ、国の制度で始まるものですから、必ず配布されると思っております。

あと、時期につきましては、10月5日に住民基本台帳のデータを締め切りますので、それを先ほど議員がおっしゃられたJ-L I S、地方公共団体情報システム機構のほうで作ったものが郵便局に持ち込まれるという形になっております。J-L I Sのほうも全国処理するわけですが、順々に処理をしていくはずですので、10月5日に一斉に持ち込まれるわけではなくて、少しずつずらしながら持ち込まれて、順に処理をしていくというふうに聞いておりますので、そちらのほうの対応も問題ないと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 関連しまして、マイナンバー制度の関連業務と通常の業務が重なってしまうということになるかと思えます。そうしますと、ただでさえ人員削減で非常に厳しい状況の現場だと思うんですけれども、その辺で混乱は生じないのかどうか、その辺をちょっとお答えいただきたいと思えます。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） 通知カード及び個人番号カードを今年度発行するにおきまして、通知カードにつきましては、先ほど申し上げたとおりJ-L I Sのほうで作ってお送りしますので、市民生活課の現場といたしましては、特に混乱は生じないと考えております。

その後、来年1月から希望者に個人番号カードを配布するという、これにつきましては、かなり事務が増えるだろうという予定はしておりまして、国庫補助がございますので、臨時

職員を1月から3か月間雇用いたしまして、対応する予定でございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 具体的には税務のほうの関係でまいりますと、10月末にはもう年末調整の手続きの書類が、翌年度の扶養控除等の申請、これにもうマイナンバー制度を入れていくという形になるわけですね。ですから、2か月ぐらいしかありませんので、こういったところからきちっとそういった源泉徴収票に書き込むような、給与支払報告書に書き込むようなマイナンバーについて入れていくということになりますので、その辺において混乱は生じないのかどうか確認したいと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） マイナンバー、確かに1月1日以降、各事業所で支払い確定するものにそれを通知するんですね。ですから、2015年の所得の申告については、まだそれが適用されるわけではないです。ですから、2016年の……

（発言する人あり）

○総務課長（加瀬正彦） そうですね。それらも2016年の所得に係るものからということですから、来年の1月から12月に係る部分について、それを行うということですので、その辺のことは国のほうも十分考えた中でのスケジュール編成になっているということでございます。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 太田議員、手を挙げてください。

太田將範議員。

○9番（太田將範） 議論がちょっとずれていますけれども、現在、扶養の移動の届け出を出すというのは、来年の分の移動届なんです。ですから、そこにはもうマイナンバーが入らないとあかんということなんです。ですから、私の言っていることは、今年の分の源泉ではないということなんです。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） もう少し細かく申し上げれば、給与所得の関連ということになりますので、2016年分の扶養控除等申告書を2016年1月1日以降に提出する場合は、最初の給料日の前日までに番号を記載して勤務先に提出するということとなりますので、その番号は通

知カードの番号で番号が記載されておりますから、その番号を届け出ていただくようになると認識しております。

ですから、確かに各事業所は11月ごろになりますと年末の控除をするために提出するんですけども、その中で既に扶養をとっている方は、あくまでも2015年のものがございますから、それ以降のもの、今回のマイナンバーが必ず記載しなければいけない告知の記載の開始時期というのは1月1日以降になりますので、現時点での記載は必ずしも必要ではないのではないかと、そのように認識しております。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田将範） ちょっとずれていますけれども、じゃ、次のほうに伺います。

(2)のほうなんですけれども、利便性とリスクということなんですけれども、アメリカではちょっとシステムがちょっと違うかもしれませんが、他人の番号を悪用したクレジットによる買い物とか、ネットバンキングの成り済まし犯罪が3年間で2兆円、物すごい規模の産業になっているんですね。ですから、これがどこに行っているのかちょっと、だいたい犯罪組織に行っていると思うんですが、そのぐらいの規模になっているということで、非常に危険だというふうに思います。ですから、この辺のリスク管理は大丈夫なのかということが1点。

もう一つは、マイナンバーを含む個人情報というのは、役所だけで管理するわけではなくて、民間の事業所とか個人でも管理するということになるわけですから、そうしますと、非常に対象者が増えるわけですね。増えますので、当然危なくなってくるのは、そういったところの管理がうまくいっていないところからずれていく、漏れていくという可能性は非常に高いということなんです、その辺に対して、市のほうは自己責任として突っぱねてしまうのかというようなことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

ちょっと待ってください。先ほど1回出っ張っていますので、今のやつが再々質問になりますから。

太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） まず、マイナンバーなんですけれども、これはあくまでも情報を名寄せするためのキー、いわゆる番号ですね。情報自体は、それぞれ既存のシステムで管理されています。ですから、マイナンバーが流出したからといって全ての情報が出るわけではな

いということが、まず1点あります。

それと、民間のほうの事業所も管理がかかわる。それは当然、その方の所得番号等を書いたもの、これは今までと変わらない形でずっと管理しているわけですね。当然それも個人情報ですから、漏れてはいけないものであります。だから、その部分をどこまで市が関与できるかというのは、それはちょっと違うかなと。あくまでもそれぞれが責任を持ってきちんと管理すべき情報はきちんと管理してもらおう。市が管理すべきものは、当然条例を作って、漏れないように厳しくやっていくという。それぞれの事業所がみんなきちんと管理をしていくということが一つ重要だと思っています。

あと、国のほうもそのためにさまざまな手段を講じておりますから、その辺はこれからしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田将範） では、次の（3）のほうに移ります。

この番号制のもとでは、従業員を雇用する事業者や税務署に提出する書類に個人番号を記載するために、従業員とその家族の個人番号の管理を求められます。新たな経費と労力が求められます。これまでのセキュリティーではとても間に合わないというのが一般的な考え方ようです。具体的に新たなシステムを導入しますとなると、事業者のほうはどのぐらいのお金がかかるかといいますと、うちが見積もりをとったやつが35万円です、システム代が。それを会計ソフトにつなげるという形で、かなり高いシステム料をとられます。そのほかにランニングコストが年間何万円もかかるという状況のようです。

だいたい従業員100人ちょっとぐらいを雇っているところで、営業所が二、三あるところで、初期投資がだいたい1,000万円を超える。そして、ランニングコストは400万円を超えるという状態のようです。専門のセキュリティーを扱える技術者というのもないそうです。技術者はもうどこかみんな雇われてしまっていて、新たにやってくれるような人はいないという状況に今なっているようです。

ですから、はっきり言いまして、中小企業にとってみますと、これは新たな増税と同じなんです。ですから、このマイナンバー制度につきましては延期していただきたいというのが、商工業者の皆さん方の発想ではないかと思えます。これにつきましては市長のお考えをちょっとお聞きしたいと思いますけれども、お願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） まだ始まらない中で、心配も確かにあると思います。しかし、このマイナンバー制度、番号法は国の施策でありまして、我々が今からやめたほうがいいというような運動を起こしても、もう10月5日から発足する法律が施行されるというようなことの中で、そういう危険をいかに少なくしていくか、リスクを少なくしていくかということに、これからも十分行政としては頑張っていきたいなど、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） では、次に、社会保険制度の中で、3番の公契約についてということで質問させていただきます。

市の契約の中では、単価はもう織り込んであるよということで、正規の発注ができていてというふうに答弁いただいたんですけども、必ずしもそうになっていないのではないかとという声もあるわけです。

実は、ある建築組合の方々がいろいろ調査した結果が出ているらしいんですけども、市のほうで公契約できちっと労務単価の中に社会保険が算入されているよということについて、調査をする気はあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 市の結んでいる契約の労務単価には、先ほど申し上げましたが、社会保険料は計算されているというつもりでございますので、これから調査するつもりは取りあえずありません。と申しますのは、市で使っている設計の労務単価につきましては、国の指導を受けて県が作った単価表を使っておりますので、それは国が大丈夫だと言えば県も大丈夫で、県も大丈夫なら市も大丈夫だというふうに考えております。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 労務単価の問題があるんですけども、その織り込んであったものの後追い、下請契約等でその辺の確認をやっていただきたいということなんです。

聞いたところによりますと、必ずしも反映されていない事例があるのではないかと、そういうことをちょっと耳に挟んでおりますので、市のほうは発注はもうきちっとやりますよと、計算どおりに間違いなくそれを織り込んで発注していますよということだと思っておりますけれども、現実の中で、建設業の場合ですと下請契約関係があつて、二次、三次の下請があるということになっておりますので、そうしますと、二次、三次の下請のところ、設

計単価がちゃんと織り込まれている契約になっているかどうかというのはちょっと分からないというところもあろうかと思しますので、その辺についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 下請まで届いているかということですか。

建設業法等の改正によりまして、契約後に市のほうに提出される施工体制台帳、これに下請業者との契約金額、それから社会保険等の加入状況が工事発注担当課で確認できるようになっておりますので、適正な支払いがなされていると考えております。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 分かりました。

では、次に進みます。介護保険についてです。

介護保険の（２）なんですけれども、高い保険料を減免して、低所得者の対策を公正化されたということで、消費税の問題とあくまで減免制度というのとは別物だと思うんですけれども、これをリンクするということはちょっとおかしいのではないかと思うんですが、担当課のご意見をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 消費税の問題、そして今回の介護報酬等の問題なんです、これらについてはいずれも国の施策でやっておりますので、市としてはちょっと上層部に云々ということは難しいと考えております。

以上であります。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 3番目の問題としまして、介護報酬ですけれども、どうも見ますと、介護度の低いところの報酬が非常に切り詰められているというふうに感じるんですね。この部分というのは、これから地域包括支援システムの構築ということからまいりますと、この部分の報酬を下げてしまいますと、例えばNPO法人だとか、そういったところの、あるいは民間の方々に参加する意欲がなくなってしまうのではないかというふうに感じられるんですけれども、地域包括システムの構築ということになりますならば、ある程度ここについても報酬をやらなければならないんじゃないかというふうに、私、感じているんですけれども、

いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 今、議員のおっしゃいました地域包括ケアシステムの関係なんですけど、これについては2025年、10年後までに構築せよと国は言っているんですね。それでも、うちのほうの介護の改定というのは3年ごとにやっていますので、おのずとその間にはいろいろ変転もあると思いますので、その辺で変えていかざるを得ないのではないかと考えております。

以上であります。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 要支援と要介護の低いところ、その部分のところを報酬を削ってしまいますと、現在、その部分でやっていらっしゃるのは既存の組織ですよ。いろんな方々がやっていると思うんですけども、その辺の人たちの経営が成り立たなくなってくる可能性が非常に高いと。先ほど課長おっしゃったように、20%もの切り下げですから、これはちょっと影響が大きいんじゃないかと思うんですね。ですから、できればこの辺につきましては、市長のほうでも介護報酬のほうの引き上げをお願いしていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 今後ますます高齢化率が上がりまして、なおかつ介護報酬が増大されてくるというのはどの市町村もあると思うんですね。その中で、国の施策で、今回介護報酬の引き下げをやりました。それで、そういう国の施策でやっておるものですから、その辺を市がとやかく言うのはちょっと難しいのではないかと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 制度のことについてとやかく言っているわけではなくて、そういうお願いをしませんと、地域包括システムそのものが成立しないのではないかということなんですね。ですから、そういう要請は市のほうでもやっていくべきではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 先ほど話がありました地域包括ケアシステムなのですが、この点については、旭市の包括支援センターのほうもかかわっていろいろ事業をやっておりますので、その中で、いろいろな開発等も10年後を見据えてやっていくということになっておりますので、その辺で検討したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 発言回数が来てしまいましたので、次に移ります。

市営住宅の家賃の軽減ということでは、財政課のほうがよくやっていたているなというふうに評価しております。ですから、今後もこういった形でのさまざまな低所得者対策を各課と連帯しながらやっていっていただきたいと思います。

それから、またちょっとずれてしまいますけれども、やはり減免の申請では国民健康保険のほうでこういうチラシが出ていまして、減免の申請ができますよという、こういった形が出ていますので、なるべく各課で協力しながら、そういう対策を行っていただきたいと思います。

最後に、エアコンの設置ですけれども、四街道市では、経費の節減ということで、エアコンのリース契約でやっているという記事が先日、千葉日報に出ていまして、いろんな形での検討をしていただきたいと。ただ、できませんだけではなくて、今後の計画として、特に金額が大きいものですから、長期的な計画を持ってやっていただきたいということなんですけれども、いかがでございましょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） では、お答えのほういたします。

旭市では大規模な改造工事のめどが立った段階で、エアコン設置についての検討をしたいなというふうに考えております。そしてまた、設置する教室の数やリース方式の導入などについても、併せて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田将範） ありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（景山岩三郎） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は25日、定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時20分